

障害福祉サービス事業者自主点検表(令和6年度版)

【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援】

※↑該当のサービスに又は■としてください。

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課

TEL 049(224)6237 **e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp**

(@部分を「★」と表示しています。メールをする際は「★」を「@」に置き換えてください。)

自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な障害福祉サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、障害福祉サービス事業者ごとに、法令、関係通知等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的の実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目に✓、■とするか、○で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) 指定に係るサービスの項目を点検してください。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略 称	名称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）
児福法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）
児福施行規則	児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）
平 24 厚劳令 28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）
基準解釈通知(計画)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚劳令 27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）
基準解釈通知(地域)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚劳令 29	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）
基準解釈通知(児童)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）
平 24 厚劳告 125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
平 24 厚劳告 124	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 24 厚劳告 126	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
報酬留意事項通知(児童)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 27 厚劳告 180	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）
平 27 厚劳告 181	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号）

平 30 厚労告 114	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 30 年厚生労働省告示第 114 号）
平 30 厚労告 115	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 115 号）

障害福祉サービス事業者自主点検表【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援】 目次

第 1	障害者虐待の防止	1
第 2	計画相談支援（基本方針、人員・運営に関する基準）	2
第 3	地域移行支援（基本方針、人員・運営に関する基準）	31
第 4	地域定着支援（基本方針、人員・運営に関する基準）	37
第 5	障害児相談支援（基本方針、人員・運営に関する基準）	40
第 6	計画相談支援給付費の算定及び取扱い	44
	地域相談支援給付費の算定及び取扱い	91
	障害児相談支援給付費の算定及び取扱い	106
第 7	その他	149

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等						
第1 障害者虐待の防止									
障害者虐待の防止	<p>(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備していますか。</p> <table border="1" data-bbox="376 296 1675 406"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 296 752 338"></th> <th data-bbox="752 296 1061 338">職</th> <th data-bbox="1061 296 1675 338">氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 338 752 406">虐待防止責任者</td> <td data-bbox="752 338 1061 406"></td> <td data-bbox="1061 338 1675 406"></td> </tr> </tbody> </table>		職	氏名	虐待防止責任者			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
		職	氏名						
	虐待防止責任者								
<p>(2) 事業所の従業員は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p>※ 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。</p> <p>① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</p> <p>② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>⑤ 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>障害者虐待防止法第6条第2項</p> <p>障害者虐待防止法第2条第7項</p>							
<p>(3) 障害者虐待の防止について、従業者への研修の実施、成年後見制度の利用支援、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。</p> <p>事業者として障害者虐待の防止のために取り組んでいることを記載してください。</p> <div data-bbox="376 1098 1675 1292" style="border: 1px solid black; height: 120px; width: 100%;"></div>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>障害者虐待防止法第15条</p>							

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第2-1 基本方針（計画相談支援）			
基本方針	<p>(1) 計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。</p> <p>※ 計画相談支援とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいいます。</p> <p>① 「サービス利用支援」とは、サービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。</p> <p>② 「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、当該サービスの利用状況を検証し、その結果及び障害者の心身の状況その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、当該計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 2 条第 1 項 法第 5 条第 18 項、第 22 項 法第 5 条第 23 項
	<p>(2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 2 条第 2 項
	<p>(3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に依じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 2 条第 3 項
	<p>(4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 2 条第 4 項
	<p>(5) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 2 条第 5 項
	<p>(6) <u>利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めていますか。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<u>平 24 厚労令 28 第 2 条第 6 項</u>
	<p>(7) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 2 条第 7 項
	<p>(8) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 2 条第 8 項
	<p>(9) 計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 2 条第 9 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(4) 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（障害児相談支援対象保護者の数）が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。</p> <p>※ 計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値とします。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とします。</p> <p>※ 相談支援専門員の配置は1か月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいです。ここでいう「1か月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 3 条第 2 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 3 条第 3 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・1(1)</p>
	<p>(5) <u>次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置いていますか。</u></p> <p><u>この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第206条の13に規定する指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとします。</u></p> <p>① <u>当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）第1号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p>② <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第115号）に該当する者（当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること</u></p> <p>※ <u>相談支援員の要件は以下のとおりです。</u></p> <p><u>ア 事業者要件</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p><u>平 24 厚労令 28 第 3 条第 4 項</u></p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・1(1)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができます。なお、当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要しますが、やむを得ない理由により一時的に要件を満たさない場合であつて、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではありません。</u></p> <p><u>a 当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。</u></p> <p><u>b 当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。</u></p> <p><u>(a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u></p> <p><u>(b) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施</u></p> <p><u>(c) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言</u></p> <p><u>イ 相談支援員の要件</u></p> <p><u>配置される相談支援員については、専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者である者であつて、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであることが必要です。</u></p> <p><u>ウ 相談支援員の兼務</u></p> <p><u>相談支援員については、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはなりません。ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとしており、その他これに類する業務とは、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務とします。もっとも、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限りです。なお、相談支援員の兼務に係る留意点については、第一の1の(1)の①のウの規定と同様です。</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
2 管理者	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。</p> <p>※ 当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や併設する事業所の業務等を兼ねることができます。なお、障害児相談支援事業所又は一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとします。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 4 条</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・1 (2)</p>
3 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>(1) 特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（「従たる事業所」といいます。）を設置していますか。</p> <p>※ 指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定計画相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとしますが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとします。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「従たる事業所」において専従の従業者が 1 人以上確保されていること。</p> <p>イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね 30 分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>(2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ 1 人以上は、専ら主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 4 条の 2 第 1 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・1 (3)</p> <p>平 24 厚労令 28 第 4 条の 2 第 2 項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第2-3 運営に関する基準（計画相談支援）			
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について、当該利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <p>① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 等</p> <p>※ 同意は、利用者及び特定相談支援事業所双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p> <p>(2) 利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。</p> <p>※ 利用契約書には、次の事項を記載してください。</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日 ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p>	<p>□はい □いいえ</p> <p>□はい □いいえ</p>	<p>平24厚労令28第5条第1項</p> <p>基準解釈通知(計画)第2・2(1)</p> <p>平24厚労令28第5条第2項</p> <p>基準解釈通知(計画)第2・2(1)</p>
2 契約内容の報告等	<p>(1) 利用契約をしたときは、受給者記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。</p> <p>(2) サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。</p> <p>※ モニタリング結果について、次に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告してください。</p> <p>① 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング実施月を設定し直す必要がある場合</p>	<p>□はい □いいえ</p> <p>□はい □いいえ</p>	<p>平24厚労令28第6条第1項</p> <p>平24厚労令28第6条第2項</p> <p>基準解釈通知(計画)第2・2(2)</p>
3 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p>	<p>□はい □いいえ</p>	<p>平24厚労令28第7条</p> <p>基準解釈通知(計画)第2・2(3)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 等</p> <p>※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。</p> <p>※ 行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算（以下「体制整備加算」という）を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者、精神障害を有する障害児者又は高次脳機能障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意してください。</p>		
4 サービス提供困難時の対応	通常の実業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の特定相談支援事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 8 条
5 受給資格の確認	<p>(1) サービスの提供に当たっては、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付費決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付費決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付費量等を確認していますか。</p> <p>(2) 支給決定又は地域相談支援給付費決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が作成したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確認していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 9 条 基準解釈通知(計画)第 2・2(5)
6 支給決定又は地域相談支援給付費決定の申請に係る援助	支給決定又は地域相談支援給付費決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付費決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 10 条
7 身分を証する書類の携行	<p>相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p>※ 証書等には、当該特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 11 条 基準解釈通知(計画)第 2・2(7)
8 計画相談支援給付費の額等の受領	(1) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費の額の支払いを受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 12 条第 1 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p>※ 当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。</p> <p>(3) (1)～(2)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 12 条第 2 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 12 条第 4 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 12 条第 3 項</p>
9 利用者負担額に係る管理	<p>(1) サービスを提供している利用者等が計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。</p> <p>(2) 利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 13 条</p> <p>平 24 厚労令 28 第 13 条</p>
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費の額を通知していますか。</p> <p>(2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 14 条第 1 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 14 条第 2 項</p>
11 計画相談支援の具体的取扱方針	<p>(1) 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>(2) <u>サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとしていますか。</u></p> <p>(3) サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。</p> <p>※ 計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。</p> <p>(4) サービス等利用計画の作成に当たっては、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、</u>利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。</p> <p>(5) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 1 項第 1 号</p> <p><u>平 24 厚労令 28 第 15 条第 1 項第 2 号</u></p> <p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 1 項第 3 号 基準解釈通知(計画)第 2・2(11) ②</p> <p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 1 号</p> <p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 2 号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはなりません。</p>		<p>基準解釈通知(計画)第2・2(11) ④</p>
	<p>(6) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等又は地域相談支援に加えて、障害福祉サービス等又は地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。</p> <p>※ 保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより総合的な計画となるように努めてください。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 3 号 基準解釈通知(計画)第2・2(11) ⑤</p>
	<p>(7) サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。</p> <p>※ 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 4 号 基準解釈通知(計画)第2・2(11) ⑥</p>
	<p>(8) サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っていますか。</p> <p>※ アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものです。</p> <p>※ アセスメントの記録は、5年間保存してください。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 5 号 基準解釈通知(計画)第2・2(11) ⑦</p>
	<p>(9) <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。</u></p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 6 号</p>
	<p>(10) アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。</p> <p>※ アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う必要があります。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 7 号 基準解釈通知(計画)第2・2(11) ⑨</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(11) 「アセスメントの趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。</p> <p>※ 相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 7 号 基準解釈通知(計画)第 2・2(11) <u>⑨</u>
	<p>(12) 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案を作成していますか。</p> <p>① 利用者及びその家族の生活に対する意向 ② 総合的な援助の方針 ③ 生活全般の解決すべき課題 ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量 ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項 ⑦ モニタリング実施月に係る提案 等</p> <p>※ モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案してください。 ※ 目標達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 8 号 基準解釈通知(計画)第 2・2(11) <u>⑩</u>
	<p>(13) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしていますか。</p> <p>※ 短期入所の利用日数に係る「日数が年間 180 日を超えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間 180 日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。 ※ 利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 9 号 基準解釈通知(計画)第 2・2(11) <u>⑪</u>
	<p>(14) 指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	基準解釈通知(計画)第 2・2(11) <u>⑫</u>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間としていますか。</p> <p>※ 適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の指定特定相談支援事業者と連携して指定計画相談支援を提供するよう、留意してください。</p>		
	<p>(15) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 10 号
	<p>(16) サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付していますか。</p> <p>※ 交付したサービス等利用計画案は、5年間保存してください。(28 記録の整備参照)</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 11 号 基準解釈通知(計画)第 2・2(11) ⑭
	<p>(17) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」といいます。)を活用して行うことができるものとします。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で</u>、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>※ サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要です。なお、会議等の記録は、5年間保存してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 12 号 基準解釈通知(計画)第 2・2(11) ⑮
	<p>(18) サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 13 号
	<p>(19) サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。</p> <p>※ 交付したサービス等利用計画は、5年間保存してください。(28 記録の整備参照)</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 14 号 基準解釈通知(計画)第 2・2(11) ⑰

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等									
	<p>(20) サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」といいます。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。</p> <p>※ 計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせ、利用者へ提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。</p> <p>※ 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 1 号</p> <p>基通知(計画)第 2・2(11)^⑱</p>									
	<p>(21) モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等を訪問し、利用者等に面接を行い、その結果を記録していますか。</p> <p>※ サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録してください。</p> <p>※ モニタリングの結果の記録は、5年間保存してください。</p> <p>※ モニタリングの実施標準期間について</p> <table border="1" data-bbox="360 986 1659 1445"> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 986 439 1066">①</td> <td data-bbox="439 986 1547 1066">支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者</td> <td data-bbox="1547 986 1659 1066">1 月間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1066 439 1369">②</td> <td data-bbox="439 1066 1547 1369">療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも①に掲げる者を除きます）のうち次に掲げるもの (1) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 (2) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 (3) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者</td> <td data-bbox="1547 1066 1659 1369">1 月間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1369 439 1445">③</td> <td data-bbox="439 1369 1547 1445">療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（①・②に掲げる者を除く）のうち次に掲げるもの</td> <td data-bbox="1547 1369 1659 1445">3 月間</td> </tr> </tbody> </table>	①	支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	1 月間	②	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも①に掲げる者を除きます）のうち次に掲げるもの (1) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 (2) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 (3) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	1 月間	③	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（①・②に掲げる者を除く）のうち次に掲げるもの	3 月間	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 2 号</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(11)^⑲</p> <p>施行規則第 6 条の 16</p>
①	支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	1 月間										
②	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも①に掲げる者を除きます）のうち次に掲げるもの (1) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 (2) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 (3) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	1 月間										
③	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（①・②に掲げる者を除く）のうち次に掲げるもの	3 月間										

自主点検項目	自主点検のポイント		自主点検結果	根拠法令等
	(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型共同生活援助に限る）を利用する者 (2) (1)に掲げる者以外の者であって、65歳以上のもの（居宅介護支援又は介護予防支援を利用する者を除く）			
	④ 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者（①に掲げる者を除く）、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者（いずれも①～③に掲げる者を除く）又は地域移行支援を利用する者（①に掲げる者を除く）	6月間		
	* ③のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、自立訓練、自立生活援助の利用者については、平成31年4月1日以降の支給決定（変更）日又は更新日から適用。			
	(22) サービス利用計画の変更に当たっては、(4)から(13)及び(17)から(19)までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行っていますか。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 3 号
	(23) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 4 号
	(24) 障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 5 号
	<u>(25) 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援（指定障害福祉サービス基準第 174 条に規定する指定就労移行支援をいう。以下同じ。）又は指定就労継続支援（指定障害福祉サービス基準第 185 条に規定する指定就労継続支援をいう。以下同じ。）を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援の事業を行う者又は指定就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行っていますか。</u>		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<u>平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 6 号</u>
	<u>(26) 相談支援専門員は、利用者が指定就労選択支援（指定障害福祉サービス基準第 173 条の 2 に規定する指定就労選択支援をいう。以下同じ。）を利用している場合には、法第 5 条第 13 項の評価及び同項の整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労選択支援の事業を行う者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行っていますか。</u>		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<u>平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 7 号</u>
12 <u>テレビ電話装置等の活</u>	<u>相談支援専門員は、以下の要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていますか。</u>		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<u>平 24 厚労令 28 第 15 条の 2</u>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
用	<p>(1) <u>当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。</u></p> <p>(2) <u>当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。</u></p>		
13 サービス等利用計画等の書類の交付	利用者等が他の特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労令 28 第 16 条
14 利用者に関する市町村への通知	利用者が偽りその他不正の行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 17 条
15 管理者の責務	(1) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 18 条第 1 項
	(2) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者に「第 2 - 3 運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 18 条第 2 項
16 運営規程	<p>事業の運営に係る重要事項に関する規程（運営規程）を事業所ごとに定めていますか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 計画相談支援の提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ ②の「従業者」については、相談支援専門員、<u>相談支援員</u>、その他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載してください。 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 3 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません（基準第 5 条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。）</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 19 条 基準解釈通知(計画)第 2・2(16)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ ④の「計画相談支援の提供方法及び内容」については、サービスの内容及び利用者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。 「利用者から受領する費用及びその額」については、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。</p> <p>※ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ ⑦の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、具体的には虐待の防止に関する担当者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備及び従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）、基準第28条の2第1項の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」といいます。）の設置等に関すること等を指すものです。</p> <p>※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第2・3に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記してください。</p>		
17 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、相談支援専門員その他の従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 20 条第 1 項 基準解釈通知(計画)第 2・2(17) ①
	<p>(2) 当該事業所の相談支援専門員に計画相談支援の業務を担当させていますか。</p> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約、その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 20 条第 2 項 基準解釈通知(計画)第 2・2(17) ②
	<p>(3) 相談支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 20 条第 3 項 基準解釈通知(計画)第 2・2(17) ③
	<p>(4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 20 条第 4 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」といいます。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容及び指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。</p> <p>なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>ア 指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容</p> <p>指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <p>a 指定特定相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含みます。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>イ 指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にしてください。</p>		<p>基準解釈通知(計画)第 2・2(17) ④</p>
<p>18 業務継続計画の策定等</p>	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 20 条の 2 第 1 項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。</p> <p>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p> b 初動対応</p> <p> c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p> b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p> c 他施設及び地域との連携</p>		<p>基準解釈通知(計画)第2・2(18)①</p> <p>基準解釈通知(計画)第2・2(18)②</p>
	<p>(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定特定相談支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。</p> <p>なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 20 条の 2 第 2 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第2・2(18)③④</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		
	<p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 20 条の 2 第 3 項
19 設備及び備品等	<p>(1) 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 21 条 基準解釈通知(計画)第 2・2(19)③
	<p>(2) 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。</p> <p>※ 専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定計画相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。もっとも、事務室が区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、利用者等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	基準解釈通知(計画)第 2・2(19)①
	<p>(3) 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。</p> <p>※ 相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造にしてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	基準解釈通知(計画)第 2・2(19)②
20 衛生管理等	<p>(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 22 条第 1 項
	<p>(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 22 条第 2 項
	<p>(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」といいます。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 22 条第 3 項第 1 号 基準解釈通知(計画)第 2・2(20)②ア

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」といいます。）を決めておくことが必要です。</p> <p>感染対策委員会は、利用者の状況など指定特定相談支援事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		
	<p>(4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 指定特定相談支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。</p> <p>平常時の対策としては、指定特定相談支援事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における指定特定相談支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 22 条第 3 項第 2 号</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(20)②イ</p>
	<p>(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定相談支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定特定相談支援事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定特定相談支援事業所内で行うもの</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 22 条第 3 項第 3 号</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(20)②ウ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>でも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定特定相談支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとし、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		
21 掲示	<p>(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>※ (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。</p> <p>※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことです。</p> <p>※ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>(2) (1)の重要事項の公表に努めていますか。</p> <p>※ ホームページによる掲載等、適宜工夫してください。</p> <p>※ 体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示してください。</p> <p>※ 体制整備加算に関する事項については、事業所内の掲示だけでなく、公表することが必要です。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 23 条第 1 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 23 条</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(21) ①②</p> <p>平 24 厚労令 28 第 23 条第 3 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(21) ③</p>
22 秘密保持	<p>(1) 従業員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>(2) 従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時に取り決めるなどの措置を講じてください。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 24 条第 1 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 24 条第 2 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(22) ②</p> <p>平 24 厚労令 28</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等						
	<p>書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。</p> <p>※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	<input type="checkbox"/> いいえ	第24条第3項 基準解釈通知(計画)第2・2(22) ③						
	<p>(4) 「個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)」及び「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成25年3月厚生労働省(平成28年2月一部改正))」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="376 523 1677 842"> <tr> <td data-bbox="376 523 792 671">安全管理措置</td> <td data-bbox="792 523 1677 671"> <input type="checkbox"/> 規程の整備 (規程の名称:) <input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 671 792 770">第三者提供に係る記録の方法</td> <td data-bbox="792 671 1677 770"> <input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 770 792 842">苦情対応窓口の有無</td> <td data-bbox="792 770 1677 842"> <input type="checkbox"/> 有 (部署名:) <input type="checkbox"/> 無 </td> </tr> </table> <p>※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと (法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く)</p> <p>② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること</p> <p>③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業員及び委託先を監督すること (安全管理措置の取組例については「ガイドライン第6・2」を参照)</p> <p>④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること</p> <p>また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人</p>	安全管理措置	<input type="checkbox"/> 規程の整備 (規程の名称:) <input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()	第三者提供に係る記録の方法	<input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 ()	苦情対応窓口の有無	<input type="checkbox"/> 有 (部署名:) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	個人情報保護法 福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン
安全管理措置	<input type="checkbox"/> 規程の整備 (規程の名称:) <input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()								
第三者提供に係る記録の方法	<input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 ()								
苦情対応窓口の有無	<input type="checkbox"/> 有 (部署名:) <input type="checkbox"/> 無								

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年）</p> <p>⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること</p> <p>⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>※ 改正個人情報保護法（H29.5.30 施行）では、5,000 件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。</p> <p>※用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報…生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報…本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>		
23 広告	<p>広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 25 条</p>
24 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	<p>(1) 特定相談支援事業者及び管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはいませんか。</p> <p>※ 特定相談支援事業者又は管理者が、同一法人系列の<u>福祉サービス事業者による福祉サービス</u>のみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の<u>福祉サービス事業者による福祉サービス</u>の利用を妨げることを指します。</p> <p>(2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはいませんか。</p> <p>※ 相談支援専門員が、同一法人系列の<u>福祉サービス事業者による福祉サービス</u>のみを利用することを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の<u>福祉サービス事業者による福祉サービス</u>の利用を妨げることを指します。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 26 条第 1 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(23) ①</p> <p>平 24 厚労令 28 第 26 条第 2 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(23) ②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等												
	(3) 特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の <u>福祉サービス事業者</u> 等によるサービスを利用させることの対償として、当該 <u>福祉サービス事業者</u> 等から金品その他の財産上の利益を收受してはいませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 26 条第 3 項												
25 苦情解決	<p>(1) 提供したサービス又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>苦情受付体制を記載してください</p> <table border="1" data-bbox="376 459 1677 735"> <thead> <tr> <th></th> <th>職</th> <th>氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情受付担当者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三者委員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する <p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。(28 記録の整備参照)</p> <p>(3) 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必</p>		職	氏 名	苦情受付担当者			苦情解決責任者			第三者委員			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 1 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 3・3(24) ①</p> <p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 2 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 3・3(24) ②</p> <p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 3 項</p>
	職	氏 名													
苦情受付担当者															
苦情解決責任者															
第三者委員															

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>要な改善を行っていますか。</p> <p>(4) 提供したサービスに関し、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(3) 又は(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p>(6) 運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんにできる限り協力していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 5 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 6 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 7 項</p>
26 事故発生時の対応	<p>(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。</p> </div> <p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> </div> <p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。</p> </div> <p>(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。</p> </div>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 28 条第 1 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(25)①</p> <p>平 24 厚労令 28 第 28 条第 2 項</p> <p>平 24 厚労令 28 第 28 条第 3 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 3・3(25)②</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(25)③</p>
27 虐待の防止	<p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">委員会開催日 年 月 日</p> </div>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 28 条の 2 第 1 項第 1 号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		自主点検結果	根拠法令等			
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">年</td> <td style="width: 33%;">月</td> <td style="width: 33%;">日</td> </tr> </table>		年	月	日		
年	月	日					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">周知方法</td> <td style="width: 66%;"></td> </tr> </table> <p>※ 虐待防止委員会の役割は次の3点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加える よう努めるものとします。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要です。</p> <p>指定計画相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。</p> <p>具体的には、次のような対応を想定しています。 なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。</p> <p>ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。</p> <p>ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p>		周知方法			<p>基準解釈通知(計画)第2・2(26) ①②</p>	
周知方法							

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等				
	<p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>※ 指定計画相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p>						
	<p>(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。</p> <table border="1" data-bbox="416 619 1229 699"> <tr> <td data-bbox="416 619 775 655">研修実施日</td> <td data-bbox="775 619 1229 655">年 月 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 655 775 699"></td> <td data-bbox="775 655 1229 699">年 月 日</td> </tr> </table> <p>※ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定計画相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容については<u>適切に記録の上、5年間保存してください。</u></p> <p>なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。</p>	研修実施日	年 月 日		年 月 日	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 28 条の 2 第 1 項 第 2 号</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(26)③</p>
研修実施日	年 月 日						
	年 月 日						
	<p>(3) (1)(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者（相談支援専門員）を置いていますか。</p> <p>※ <u>なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号)の別紙 2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記 2-4 の 3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましいです。</u></p> <table border="1" data-bbox="416 1241 1413 1305"> <tr> <td data-bbox="416 1241 775 1305">担当者名</td> <td data-bbox="775 1241 1413 1305"></td> </tr> </table>	担当者名		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 28 第 28 条の 2 第 1 項 第 2 号</p> <p>基準解釈通知(計画)第 2・2(26)④</p>		
担当者名							
28 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 29 条				
29 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 30 条第 1 項				

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、当該計画相談支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存していますか。</p> <p>① 計画相談支援基準第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画</p> <p>イ アセスメントの記録</p> <p>ウ サービス担当者会議等の記録</p> <p>エ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 計画相談支援基準第17条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 計画相談支援基準第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 計画相談支援基準第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 30 条第 2 項
30 電磁的記録	<p>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。）で行うことが規定されている又は連想されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）により行っていますか。</p> <p>※ 基準第31条第1項は、指定特定相談支援事業者及びその従業者（以下「事業者等」といいます。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、基準第31条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。</p> <p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(2) 交付、説明、同意、その他これらに類するもの（以下「交付等」といいます。）のうち、書面で行</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 28 第 31 条第 1 項 基準解釈通知(計画)第 3・1 平 24 厚労令 28

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいいます。）により行っていますか。</p> <p>※ 基準 31 条第 2 項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、以下の①から⑤までに準じた方法によること。</p> <p>① 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第 5 条の規定による文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなします。</p> <p>ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち a 又は b に掲げるもの</p> <p>a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第 5 条第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第 5 条第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>② ①に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。</p> <p>③ ①アの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。</p> <p>④ 事業者等は、①の規定により基準第 5 条第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。</p> <p>ア ①のア及びイに規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>イ ファイルへの記録の方式</p>	<input type="checkbox"/> いいえ	<p>第 31 条第 2 項</p> <p>基準解釈通知(計画)第 3・2</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>⑤ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第5条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。</p> <p>(3) その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によります。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。</p> <p>(4) 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第3-1 基本方針（地域移行支援）			
基本方針	<p>(1) 地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 27 第 2 条 1 項</p>
	<p>※ 地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含みます。）に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限ります。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を行う。</p>		<p>法第 5 条 第 18 項</p>
	<p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行っていますか。</p>		<p>平 24 厚労令 27 第 2 条 2 項</p>
	<p>(3) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>		<p>平 24 厚労令 27 第 2 条 3 項</p>
<p>(4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p>	<p>平 24 厚労令 27 第 2 条 4 項</p>		
第3-2 人員に関する基準（地域移行支援）			
<p>基本的事項 （労働時間の管理）</p>	<p>従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか。</p> <p>① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録</p> <p>② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録</p> <p>※①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4(3)に定める措置を講じる必要があります。</p> <p>※ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、5年間保存しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成 29 年 1 月 20 日付け基発 0120 第 3 号） 労働基準法 第 109 条</p>
<p>1 従業者</p>	<p>(1) 一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を配置していますか。</p> <p>※ 一般相談支援事業所とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業所をいいます。</p> <p>※ 地域移行支援の業務に支障がない場合においては、当該事業所の他の業務又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 27 第 3 条 1 項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(2) (1)の地域移行支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員を配置していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 3 条 2 項
	(3) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10年）を満たしていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 3 条 2 項
	※ 詳細は、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 24 年厚生労働省告示第 226 号）を参照してください。		
2 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 4 条
	※ 地域移行支援事業所の管理上支障がない場合においては、当該事業所の他の業務又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。		
第 3 - 3 運営に関する基準（地域移行支援）			
1 連絡調整に対する協力	サービスの利用について市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 8 条 基準解釈通知(地域)第 2・2(4)
	※ 市町村又は特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力してください。		
2 受給資格の確認	サービスの提供に当たっては、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 10 条
3 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	(1) 地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 11 条第 1 項
	(2) 地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 11 条第 2 項
4 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 12 条
5 障害福祉サービス事業者等との連携等	(1)サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 13 条第 1 項
	(2)サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 13 条第 2 項
6 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該サービスの提供の都度記録していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 15 条第 1 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(2) (1)の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 15 条第 2 項
7 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 利用者に対して金銭の支払いを求める場合、金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※ 曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。</p> <p>※ 次の要件を満たす場合については、利用者金銭の支払いを求めることは差し支えありません。</p> <p>① サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>② 利用者求める金額、その用途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> </div> <p>(2) (1)により金銭の支払を求める際は、金銭の用途及び額並びに利用者金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得ていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 16 条第 1 項 基準解釈通知(地域)第 2・2(10)
8 指定地域移行支援の具体的取扱方針	<p>(1) 管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他地域移行支援に関する業務を担当させていますか。</p> <p>(2) 管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対して、利用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせていますか。</p> <p>(3) 地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。</p> <p>(4) <u>サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとしていますか。</u></p> <p>(5) サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※ 地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。</p> </div>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 19 条第 1 号 平 24 厚労令 27 第 19 条第 2 号 平 24 厚労令 27 第 19 条第 3 号 <u>平 24 厚労令 27 第 19 条第 4 号</u> 平 24 厚労令 27 第 19 条第 5 号 基準解釈通知(地域)第 2・2(13) ③
9 地域移行支援計画の作成等	<p>(1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成していますか。</p> <p>(2) 地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行う<u>とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 20 条第 1 項 平 24 厚労令 27 第 20 条第 2 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(3) <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。</u></p> <p>(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。</p> <p>(5) アセスメントの趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。</p> <p>(6) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めてください。</p> </div> <p>(7) 計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、<u>利用者及び</u>当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u>、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めていますか。</p> <p>(8) 地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p>(9) 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者<u>及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者</u>に交付していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 交付した地域移行支援計画は、5年間保存してください。</p> </div> <p>(10) 地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 地域移行支援計画の変更について、(2)から(9)までを準用してください。</p> </div>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>平 24 厚労令 27 第 20 条第 3 項</p> <p>平 24 厚労令 27 第 20 条第 4 項</p> <p>平 24 厚労令 27 第 20 条第 4 項</p> <p>平 24 厚労令 27 第 20 条第 5 項</p> <p>基準解釈通知(地域)第 2・2(14) ②</p> <p>平 24 厚労令 27 第 20 条第 6 項</p> <p>平 24 厚労令 27 第 20 条第 7 項</p> <p>平 24 厚労令 27 第 20 条第 8 項</p> <p>平 24 厚労令 27 第 20 条第 9 項</p>
10 地域における生活に移行するための活動に関する支援	<p>(1) 利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限ります。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めていますか。</p> <p>(2) 利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面によ</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p>	<p>平 24 厚労令 27 第 21 条第 1 項</p> <p>平 24 厚労令 27</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>り行っていますか。</p> <p>※ 利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいいます。</p> <p>(3) サービスの提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、障害者支援施設等又は精神科病院の担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いいえ	第 21 条第 2 項 基準解釈通知(地域)第 2・2(15)②
11 障害福祉サービスの体験的な利用支援	<p>障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。</p> <p>※ 障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、原則として、同行による支援を行ってください。</p> <p>また、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター及び委託先の障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ってください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 22 条 基準解釈通知(地域)第 2・2(16)
12 体験的な宿泊支援	<p>(1) 体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。</p> <p>① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>※ 体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施してください。</p> <p>※ 体験的な宿泊支援の提供に当たっては、原則として、利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行ってください。</p> <p>(2) 体験的な宿泊支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。</p> <p>※ 体験的な宿泊支援について、地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活介護又は共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 23 条第 1 項 基準解釈通知(地域)第 2・2(17)①③ 平 24 厚労令 27 第 23 条第 2 項 基準解釈通知(地域)第 2・2(17)②
13 関係機関との連絡調整	<p>サービスを提供するに当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 24 条

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
等	※ 住居の確保や行政機関の手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行ってください。		基準解釈通知(地域)第2・2(18)
14 情報の提供等	(1) 利用希望者が、サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 (2) 広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 33 条第 1 項 平 24 厚労令 27 第 33 条第 2 項
15 利益供与等の禁止	(1) 特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 (2) 特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 34 条第 1 項 平 24 厚労令 27 第 34 条第 2 項
16 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、当該地域移行支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存していますか。 ① 地域相談支援基準第 15 条第 1 項に規定する提供した地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 地域移行支援計画 ③ 地域相談支援基準第 25 条の規定による市町村への通知に係る記録 ④ 地域相談支援基準第 35 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 地域相談支援基準第 36 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 38 条第 1 項 平 24 厚労令 27 第 38 条第 2 項
17 その他運営基準	その他の運営基準については、第2-3の1、2の(1)、3、4、7、8、10、14~22、25~28及び30を準用し、点検してください。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第4-1 基本方針（地域定着支援）			
基本方針	<p>(1) 地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 39 条 1 項
	<p>※ 地域定着支援とは、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の必要な支援を行う。</p>		法第 5 条第 19 項 施行規則第 6 条の 13、14
	<p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行っていますか。</p>		平 24 厚労令 27 第 39 条 2 項
	<p>(3) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>		平 24 厚労令 27 第 39 条 3 項
<p>(4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p>	平 24 厚労令 27 第 39 条 4 項		
第4-2 人員に関する基準（地域定着支援）			
従業者及び管理者	人員については、第3-2を準用し、点検してください。		平 24 厚労令 27 第 40 条
第4-3 運営に関する基準（地域定着支援）			
1 指定地域定着支援の具体的取扱方針	<p>(1) 管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 41 条第 1 号
	<p>(2) 管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対する技術的指導及び助言を行わせていますか。</p>		平 24 厚労令 27 第 41 条第 2 号
	<p>(3) 利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っていますか。</p>		平 24 厚労令 27 第 41 条第 3 号
	<p>(4) サービス提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。</p>		平 24 厚労令 27 第 41 条第 4 号
2 地域定着支	<p>(1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及</p>	<input type="checkbox"/> はい	平 24 厚労令 27

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
援台帳の作成等	び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成していますか。	<input type="checkbox"/> いいえ	第42条第1項
	(2) 地域定着支援台帳の作成に当たっては、 <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行っていますか。</u>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第42条第2項
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第42条第3項
	(4) アセスメントの趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第42条第3項
	(5) <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。</u>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第42条第4項
	(6) 地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っていますか。 ※ 地域定着支援台帳の変更について、(2)から(5)までを準用してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第42条第5項 平24厚労令27第42条第6項
3 常時の連絡体制の確保等	(1) 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していますか。 ※ 常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第43条第1項 基準解釈通知(地域)第3・2(3)
	(2) 適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握していますか。 ※ 利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第43条第2項 基準解釈通知(地域)第3・2(3)
4 緊急の事態における支援等	(1) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第44条第1項
	(2) (1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じていますか。 ※ 一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行ってください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第44条第2項 基準解釈通知(地域)第3・2(4)①
	(3) 一時的な滞在による支援について、次の要件を満たす場所に行っていますか。 ① 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労令27第44条第3項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>② 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>(4) 一時的な滞在による支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。</p> <p>※ 地域定着支援事業者が事業所の宿直室等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用できます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 27 第 44 条第 4 項 基準解釈通知(地 域)第 3・2(4)③
5 その他運営 基準	その他の運営基準については、第 2-3 の 1、2 の(1)、3、4、7、8、10、14~22、25~28 及び 30、第 3-3 の 1~7 および 14~17 を準用し、点検してください。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第5-1 基本方針（障害児相談支援）			
基本方針	<p>(1) 障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下、「障害児等」といいます。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っていますか。</p> <p>※ 障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助をいいます。</p> <p>① 「障害児支援利用援助」とは、障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援に対する給付決定等が行われた後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成することをいいます。</p> <p>② 「継続障害児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 1 項 児福法第 6 条の 2 の 2 第 7 項～第 9 項
	<p>(2) 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 2 項
	<p>(3) 障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 3 項
	<p>(4) 障害者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 4 項
	<p>(5) 市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 5 項
	<p>(6) <u>障害児が指定障害児相談支援を利することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めていますか。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 6 項
	<p>(7) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 7 項
	<p>(8) 利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 8 項
	<p>(9) 指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 2 条第 9 項

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第5-2 人員に関する基準（障害児相談支援）			
1 相談支援専門員	<p>(1) 障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。 なお、特定相談障害児相談支援事業所又は一般相談支援事業所の業務と兼務する場合には、業務に支障がない場合として認めるものとします。</p> </div> <p>(2) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10年）を満たしていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 詳細は、「<u>指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの</u>」（平成24年厚生労働省告示第225号）を参照してください。</p> </div> <p>(3) 障害児が利用する障害児通所支援事業所の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。</p> <p>(4) <u>次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置いていますか。</u></p> <p>① <u>当該指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第1号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p>② <u>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）に該当する者（当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。</u></p> <p>③ <u>前項の規定により相談支援員を置く場合における第11条、第15条第1項第1号、第2項第1号から第8号まで及び第3項、第15条の2、第18条、第20条第1項から第3項まで、第23条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労令 29 第 3 条</p> <p>平 24 厚労令 29 第 3 条</p> <p>基準解釈通知(児童)第 2・1(1)</p> <p>平 24 厚労令 29 第 3 条 第 4 項</p>
2 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 4 条

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
3 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（「従たる事業所」といいます。）を設置していますか。</p> <p>※ 指定障害児相談支援事業所の指定は、原則として指定障害児相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとしますが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとします。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>(2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労令 29 第 4 条の 2 第 1 項</p> <p>基準解釈通知(児童)第 2・1(3)</p> <p>平 24 厚労令 29 第 4 条の 2 第 2 項</p>
第 5 - 3 運営に関する基準（障害児相談支援）			
1 受給資格の確認	サービスの提供に当たっては、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平 24 厚労令 29 第 9 条
2 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	障害児相談支援及び障害児支援利用援助の方針、障害児利用支援計画の作成については、「第 2 - 3 の 11 指定計画相談支援の具体的取扱方針」を準用し、点検してください。		平 24 厚労令 29 第 15 条

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
3 その他運営基準	その他の運営基準については、第2-3（第2-3の5を除く）を準用し、点検してください。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第6-1 計画相談支援給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労告125第1号
	(2) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労告125第2号
2 サービス利用支援費	<p>(1) 利用者に対して、サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）を行った場合は、1月につき、次に掲げる区分のとおり算定していますか。</p> <p>① 機能強化型サービス利用支援費(I) <u>2,014</u> 単位</p> <p>② 機能強化型サービス利用支援費(II) <u>1,914</u> 単位</p> <p>③ 機能強化型サービス利用支援費(III) <u>1,822</u> 単位</p> <p>④ 機能強化型サービス利用支援費(IV) <u>1,672</u> 単位</p> <p>⑤ サービス利用支援費(I) <u>1,572</u> 単位</p> <p>⑥ サービス利用支援費(II) 732 単位</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告125別表1・注1 報酬留意事項通知第4・1(2)
	<p>※ 機能強化型サービス利用支援費(I)～(IV)</p> <p>別に <u>こども家庭庁長官及び</u>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該事業所の相談支援専門員の員数（以下「相談支援専門員の平均員数」といいます。）で除して得た数（以下「取扱件数」といいます。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>機能強化型サービス利用支援費(I)～(IV)までのいずれかを算定している場合においては、その他の機能強化型サービス利用支援費は算定しません。</p>		
	<p>※ サービス利用支援費(I)</p> <p>特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p>		
	<p>※ サービス利用支援費(II)</p> <p>取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p>		
	<p>※ 当該事業所の相談支援専門員数は前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は推定数とします。</p> <p>※ ⑤と⑥の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じ</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>た件数（小数点以下の端数は切り捨て）について⑥を割り当て、それ以外の利用者について、⑤を割り当ててください。</p> <p>※ 当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含めます。また、割り当てに当たっては、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当ててください。</p>		
	<p>(2) 次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。</p> <p>① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（計画相談支援基準第15条第2項第7号）</p> <p>② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第10号及び第13号）</p> <p>③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第11号及び第14号）</p> <p>④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第12号）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1・注 3</p>
	<p>(3) 機能強化型サービス利用支援費(I)を算定している場合、次に掲げる①・②の基準のいずれかに適合していますか。（<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>）</p> <p>① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次の(一)から(七)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>(二) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(四) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を<u>行っている</u>こと。</p> <p>(五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>(六) <u>法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。</u></p> <p>(七) <u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援</u></p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 27 厚労告 180 第 1 号イ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>体制の強化の取組に参画していること。</u></p> <p><u>(八) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は同条第3項第1号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。</u></p> <p><u>(九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）その他のこれに類する職務に従事することができる。以下(十)及び②の(二)、(4)の①の(二)及び②の(三)、(5)の①の(二)及び②の(三)並びに(6)の③において同じ。</u></p> <p><u>(十) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。</u></p> <p><u>(十一) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が40未満であること。</u></p> <p>② ①に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次の(一)から(三)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) ①(一)から(十)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>(三) 取扱件数が40未満であること。</p> <p><u>※ 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件の取扱いは以下のとおりです。</u></p> <p><u>ア 共通</u></p> <p><u>(ア) 人員配置要件</u></p> <p><u>a 総則</u></p>		<p><u>報酬留意事項通知第4・1(2)</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）のAをそれぞれ参照すること。</u></p> <p><u>b 兼務の取扱い</u></p> <p><u>配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）のAをそれぞれ参照すること。</u></p> <p><u>(イ) 留意事項伝達会議</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p> <p><u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p> <p><u>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p> <p><u>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p><u>(g) その他必要な事項</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(イ)のaの(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ) 現任研修修了者同行による研修</u></p> <p><u>現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p><u>(エ) 支援困難ケースの受入自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p><u>(オ) 事例検討会への参加</u></p> <p><u>基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。</u></p> <p><u>(カ) 取扱件数</u></p> <p><u>取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。)を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合</u></p> <p><u>(ア) 趣旨</u></p> <p><u>障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ)のイに規定する要件を満たすことを可能とするものである。</u></p> <p><u>(イ) 要件</u></p> <p><u>次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。</u></p> <p><u>a 体制要件</u></p> <p><u>次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>(a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p><u>(b) 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。</u></p> <p><u>(c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p><u>b 事業所要件</u></p> <p><u>次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p><u>(a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>(b) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。</u></p> <p><u>c 人員配置要件（各事業所）</u></p> <p><u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</u></p> <p><u>※ 機能強化型サービス利用支援費(I)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、ア 共通の(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 24時間の連絡体制</u></p> <p><u>24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。</u></p> <p><u>ウ 協議会への参画</u></p> <p><u>協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3相談支援事業実施</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p style="text-align: center;"><u>要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。</u></p> <p>(4)機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)を算定している場合、次に掲げる①・②の基準のいずれかに適合していますか。(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準)</p> <p>① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次の(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (3)①の(一)から(四)まで、(五)及び(六)の基準に適合すること。</p> <p>(二) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>② ①に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次の(一)から(三)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (3)の①の(一)から(七)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) (3)の②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>(三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>※ <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、ア 共通の(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 24時間の連絡体制</u></p> <p><u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)のイの規定を準用する。</u></p> <p><u>ウ 協議会への参画</u></p> <p><u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)のウの規定を準用する。</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)のエの規定を準用する。</u></p> <p>(5)機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)を算定している場合、次に掲げる①・②の基準のいずれかに適</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 27 厚労告 180 第 1 号</p> <p>報酬留意事項通知第 4・1(2)</p> <p>平 27 厚労告 180</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>合していますか。(<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>)</p> <p>① 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (3)の①(一)、(三)から(八)まで及び(十)の基準に適合すること。</p> <p>(二) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>② ①に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (3)の①の(一)及び(三)から(七)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) (3)の②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>(三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、ア 共通の(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 協議会への参画</u></p> <p><u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)のウの規定を準用する。</u></p> <p><u>ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)のエの規定を準用する。</u></p> </div>	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>第1ハ</p> <p><u>報酬留意事項通知第4・1(2)</u></p>
	<p>(6)機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)を算定している場合、次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。(<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>)</p> <p>① <u>(1)の①の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。</u></p> <p>② <u>(1)の②の(三)の基準に適合すること。</u></p> <p>③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平27厚労告180 第1ニ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u> <u>専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、共通事項のアの(ア)のbに規定する業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。</u></p> <p>(7) 障害児相談支援対象保護者に対して、サービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。</p> <p>※ 障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります（継続サービス利用支援費も同様です）。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>報酬留意事項通知第4・1(1)</p> <p>平24厚労告125別表1・注4</p> <p>報酬留意事項通知第4・1(5)</p>
3 継続サービス利用支援費	<p>(1) 利用者に対して、継続サービス利用支援（モニタリングの実施等）を行った場合は、1月につき、次に掲げる区分のとおり算定していますか。</p> <p>① 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) <u>1,761</u> 単位</p> <p>② 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) <u>1,661</u> 単位</p> <p>③ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) <u>1,558</u> 単位</p> <p>④ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) <u>1,408</u> 単位</p> <p>⑤ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) <u>1,308</u> 単位</p> <p>⑥ 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 606 単位</p> <p>※ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しません。</p> <p>※ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定する場合、「2. サービス利用支援費」の(3)から(6)について準用します。その際は「機能強化型サービス利用支援費」を「機能強化型継続サービス利用支援費」と読み替えてください。（厚生労働大臣が定める基準）</p> <p>※ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>※ 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平24厚労告125別表1・注2</p> <p>報酬留意事項通知第4・1(3)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>※ ⑤と⑥を区分するための取扱件数の取り扱い、継続サービス利用支援費の割り当てについて、「2 サービス利用支援費」と同様です。</p> <p>※ モニタリング期間ごとに継続サービス利用支援を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できます。</p>		報酬留意事項通知第4・1(4)
	<p>(2) 次の基準を全て満たした上で、継続サービス利用支援費を算定していますか。</p> <p>① 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（計画相談支援基準第15条第3項第2号）</p> <p>② サービス等利用計画の変更についての2の(2)の①から④までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告125別表1の注3
	<p>(3) 同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費のみを算定していますか。</p> <p>※ 計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画の作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとします。</p> <p>なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとします。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告125別表1の注5 報酬留意事項通知第4・1(6)
4 居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算	<p>相談支援専門員又は相談支援員が、居宅介護支援又は介護予防支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合、次に掲げる区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ ①居宅介護支援費重複減算(Ⅰ) 対象：要介護状態区分が要介護1又は要介護2の方⇒ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 1月につき 582 単位 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 1月につき 582 単位 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 1月につき 582 単位</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告125別表1・注6、7、8

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 1月につき <u>582</u> 単位 サービス利用支援費（Ⅰ） 1月につき <u>582</u> 単位 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1月につき <u>633</u> 単位 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 1月につき <u>633</u> 単位 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 1月につき <u>633</u> 単位 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 1月につき <u>633</u> 単位 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1月につき <u>633</u> 単位</p> <p>②住宅介護支援費重複減算(Ⅱ) 対象：要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の方 ⇒ 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1月につき <u>894</u> 単位 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1月につき <u>894</u> 単位 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1月につき <u>894</u> 単位 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 1月につき <u>894</u> 単位 サービス利用支援費（Ⅰ） 1月につき <u>894</u> 単位 サービス利用支援費（Ⅱ） 1月につき <u>54</u> 単位 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1月につき <u>945</u> 単位 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 1月につき <u>945</u> 単位 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 1月につき <u>945</u> 単位 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 1月につき <u>945</u> 単位 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1月につき <u>945</u> 単位 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 1月につき <u>243</u> 単位</p> <p>③介護予防支援費重複減算 対象：要支援状態区分が要支援1又は要支援2の方 ⇒ 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1月につき <u>20</u> 単位</p>		
<p>5 情報公表未報告減算</p>	<p>法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1・注 9</p>
<p>6 業務継続計画未策定減算</p>	<p>指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※令和7年3月31日まで経過措置</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1・注 10</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
7 虐待防止措置未実施減算	指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 1・注 11
8 特別地域加算	<p>別に <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域</u> に居住している利用者に対して、サービスを行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域</u> 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域</u>」(平成21年3月30日厚生労働省告示第176号)を参照ください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 1・注 12
9 地域生活支援拠点等機能強化加算	<p>別に <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの(1)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。</u></p> <p><u>ただし、拠点コーディネーター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。)1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。))第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。)、指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。))第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)及び指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。)の事業所の単位において、1月につき100回を限度とし</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 1・注 13

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>ます。</p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p>イ <u>次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p>(2) <u>指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）、指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 206 条の 14 に規定する指定自立生活援助事業者をいう。）、指定地域移行支援事業者（指定地域相談支援基準第 2 条第 3 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指計画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</u></p> <p>(3) <u>市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で 1 人以上配置されている事業所として市長が認めるものであること。</u></p> <p>ロ <u>次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。</u></p> <p>(1) <u>イの(1)の基準に適合すること。</u></p> <p>(2) <u>指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で 1 人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市長が認めるものであること。</u></p> <p>※ <u>当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第 77 条第 3 項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものです。計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行</u></p>		<p>平 27 厚 労 告 180 第 2 号</p> <p>報酬留意事項通 知第 4・3（準用 第 2・3(7)③）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。）について加算します。</p> <p>※ 拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできません。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができます。なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照してください。</p> <p>※ 算定に当たっての留意事項</p> <p>ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定します。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数を目安を共有してください。</p> <p>イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議してください。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有してください。</p> <p>ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照してください。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
10利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に所定単位数を加算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 2 の注
11 初回加算	<p>(1) 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> 下に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>② サービス等利用計画を作成する月の前 6 月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ <u>指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれます。</u></p> </div>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 3・注 1 平 27 厚労告 180 第 3 号 報酬留意事項通知第 4・5(1)
	<p>(2) 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が 3 月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から 3 月を経過する日以後に、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、<u>又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合（月に 1 回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）</u>は、所定単位数に、300 単位に当該面接をした月の数（3 を限度とします。）を乗じて得た単位数を加算していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 初回加算の算定月から、前 6 月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ <u>テレビ電話装置等を活用して面接した場合については、月に 1 回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものです。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めてください。</u></p> </div>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 3・注 2 報酬留意事項通知第 4・5(3)
12 主任相談支援専門員配置加算	専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が別に <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</u> （以下「主任相談支援専門員」といいます。）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、	<input type="checkbox"/> (I) <input type="checkbox"/> (II)	平 24 厚労告 125 別表 4・注 1

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等													
	<p>当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、<u>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い</u>、その資質の向上のための研修を実施した場合に、<u>次に掲げる区分に応じ</u>、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p><u>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p><u>イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 300単位</u> <u>ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100単位</u></p> <p>※ <u>主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス等基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができます。</u></p> <p>※ <u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</u> 相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援の業務に3年以上従事した者であって、以下の表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとします。</p> <table border="1" data-bbox="367 1015 1664 1251"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>科目</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講義</td> <td>障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>運営管理に関する講義</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">講義及び演習</td> <td>相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>地域援助技術に関する講義及び演習</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> <u>イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)</u> <u>基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の</u></p>	区分	科目	時間数	講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3	運営管理に関する講義	3	講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13	地域援助技術に関する講義及び演習	11	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 125 別表 4・注 2</p> <p>平 30 厚労告 115</p> <p>平 27 厚労告 180 第 4 号</p>
区分	科目	時間数														
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3														
	運営管理に関する講義	3														
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13														
	地域援助技術に関する講義及び演習	11														

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>相談支援の中核を担う機関として市長が認める指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員（算定告示別表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者及び当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の従業者対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。</u></p> <p><u>ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)</u></p> <p><u>主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。</u></p> <p>※ <u>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となります。なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費と同趣旨になるため、ア 共通の(ア)のbを参照してください。</u></p> <p>※ <u>次に掲げる区分に応じて算定してください。</u></p> <p><u>①主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)</u></p> <p><u>(一)事業所の要件</u></p> <p><u>基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市長が認める指定特定相談支援事業所に限ります。</u></p> <p><u>(二)主任相談支援専門員が行うべき事項</u></p> <p><u>主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものです。なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければなりません。</u></p> <p><u>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした</u></p>		<p>報酬留意事項通知第4・6</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>会議の開催</u></p> <p><u>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</u></p> <p><u>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。</u></p> <p><u>② 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)</u></p> <p><u>当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものです。なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の(ロ)のアからウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければなりません。</u></p> <p><u>基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とします。）</u></p> <p>※ この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。</p>		
13入院時情報連携加算	<p>計画相談支援対象障害者等が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」といいます。）に入院するに当たり、別に<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活</p>	<input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労告 125 別表 5・注</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、<u>いずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できません。</u></p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ) <u>300</u> 単位 ② 入院時情報連携加算(Ⅱ) <u>150</u> 単位</p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u></p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ) 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ② 入院時情報連携加算(Ⅱ) ①以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ <u>必要な情報とは、具体的に当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいいます。なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とします。</u></p> <p>※ <u>情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとします。その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられますが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定することはできません。</u></p>	<input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 27 厚労告 180 第 5 号</p> <p>報酬留意事項通知第 4・7</p>
<p>14 退院・退所 加算</p>	<p>下記①～③に掲げる者が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、「障害福祉サービス等」といいます。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合(同一の利用者については、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として <u>300</u> 単位を加算していますか(初回加算を算定する場合を除きます。)</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園(法第5条第1項に規定するのぞみの園をいいます。)、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 125 別表 6・注</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る)、生活保護法第 38 条第 2 項に規定する救護施設若しくは同条第 3 項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等</p> <p>② 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設、少年院法第 3 条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第 2 条第 7 項に規定する更生保護施設に收容されていた計画相談支援対象障害者等</p> <p>③ 法務省設置法第 15 条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第 62 条第 3 項若しくは第 85 条第 3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第 2 項の救護若しくは同法第 85 条第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等</p> <p>※ 利用者に関する必要な情報とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮すべき事項の有無及びその内容をいいます。</p> <p>※ 入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて <u>当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において</u> 3 回分を限度に加算を算定できます。</p> <p>※ 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5 年間保存とともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	報酬留意事項通知第 4・ <u>8</u>
15 居宅介護支援事業所等 連携加算	<p>指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの ((1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて 2 回を限度とします。)を合算した単位数を加算していますか。</p> <p>また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して 6 月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」といいます。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいいます。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条に規定する指定介護予防支援事業所をいいます。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 7・注

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除きます。) に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいいます。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいいます。）の作成等に協力する場合：<u>150</u>単位</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、<u>又はテレビ電話装置等を活用して</u>、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（<u>月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り</u>、計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除きます。） 300単位</p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除きます。） 300単位</p> <p>(4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」といいます。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合 <u>150</u>単位</p> <p>(5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、<u>又はテレビ電話装置等を活用して</u>、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（<u>月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り</u>、計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除きます。） 300単位</p> <p>(6) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（計画相談支援費</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除きます。) 300 単位</p> <p>※ <u>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所(以下「<u>指定居宅介護支援事業所等</u>」という。)、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等(以下「<u>雇用先事業所等</u>」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、<u>以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものです。</u></u></p> <p>① <u>指定居宅介護支援事業所等への情報提供</u>指定居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合</p> <p>② <u>利用者等への訪問による面接</u>(指定居宅介護支援等の利用関係)利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「<u>指定居宅介護支援等</u>」という。)の利用を開始するに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合</p> <p>③ <u>指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催</u> 利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合</p> <p>④ <u>雇用先事業所等への情報提供</u> 雇用先事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、雇用先事業所等における利用者の支援内容の検討に協力する場合</p> <p>⑤ <u>利用者等への訪問による面接</u>(利用者等の雇用関係) 利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり月2回以上、利用者等に面接する場合</p> <p>⑥ <u>雇用先事業所等が開催する会議への開催</u> 利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、雇用先事業所等が開催する会議に参加する場合</p> <p>※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等への情報提供</u> (1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるもの</p>		報酬留意事項通知第4・9

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>をいいます。また、(1)の「作成等に協力する場合」、(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいいます。</u></p> <p>② <u>利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用、利用者等の雇用関係）</u></p> <p><u>(2)及び(5)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含みます。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものです。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めてください。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいいます。</u></p> <p>③ <u>指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等が開催する会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものです。</u></p> <p>④ <u>加算の算定方法</u></p> <p><u>当該加算は、(1)の①から⑥までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき(1)から(6)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算します。</u></p> <p>例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、1月に2回以上<u>利用者等に</u>面接し、かつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できます。ただし、複数の<u>指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等</u>が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とします。</p> <p>※ 当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものです。ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算<u>又は</u>退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できません。<u>(同注中(1)及び(4)については、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>算定している月でも算定可能です。)</u></p> <p>※ (1)及び(4)を算定する場合 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。</p> <p>※ (2)及び(5)を算定する場合 面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>※ (3)及び(6)を算定する場合 会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>		
16 医療・保育・教育機関等連携加算	<p><u>次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算していますか。</u></p> <p><u>(1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害福祉サービス等を行う者を除く。（3）、注2及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。） 次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数</u> <u>(一) 指定サービス利用支援を行った場合 200単位</u> <u>(二) 指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位</u></p> <p><u>(2) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する場合に限る。） 300単位</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 8・注 1

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p data-bbox="383 164 1682 292"><u>(3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロを算定する場合に限る。） 150 単位</u></p> <p data-bbox="367 347 1666 432">※ <u>(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とします。</u></p> <p data-bbox="367 448 1666 576">(1) <u>病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）</u></p> <p data-bbox="367 584 1375 619">(2) <u>福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</u></p> <p data-bbox="367 667 1666 847">※ <u>当該加算は、利用者が利用する病院等、訪問看護事業所、企業、児童相談所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めてください。当該加算の算定が可能な場合は次のとおりです。</u></p> <p data-bbox="394 858 1016 893">① <u>福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u></p> <p data-bbox="421 906 1666 1038"><u>福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。以下10において同じ。）の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合</u></p> <p data-bbox="394 1050 725 1085">② <u>利用者への通院同行</u></p> <p data-bbox="421 1098 1666 1182"><u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p data-bbox="394 1193 958 1228">③ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p data-bbox="421 1241 1576 1276"><u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p data-bbox="367 1294 786 1329">※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p data-bbox="394 1342 1666 1426">① <u>連携の対象機関指定計画相談支援の実施にあたっては、計画相談支援基準上、障害福祉サービス等事業者と連携することが求められているところ、障害福祉サービス等事業者以外の福祉</u></p>		<p data-bbox="1917 339 2119 408"><u>平 24 厚労告 125 別表 8・注 2</u></p> <p data-bbox="1917 655 2119 724"><u>報酬留意事項通知第 4・10</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>サービス等提供機関との連携も望ましいです。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものです。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となります。</u></p> <p>② <u>福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u></p> <p><u>福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害福祉サービス等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、当該加算の算定にあたっては、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としています。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましいです。</u></p> <p><u>なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができません。</u></p> <p>③ <u>利用者への通院同行</u></p> <p><u>当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものです。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しています。</u></p> <p><u>なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にしてください。</u></p> <p>④ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p><u>次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしています。</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(一) <u>病院等、訪問看護事業所</u></p> <p>(二) <u>(一)以外の福祉サービス等提供機関</u></p> <p>なお、(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできませんが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能です。</p> <p>⑤ <u>加算の算定方法</u></p> <p>当該加算は、(1)の①から③までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算します。例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できます。</p> <p>※ 関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存ともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。</p>		
17集中支援加算	<p>次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、<u>1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算していますか。ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とします。</u></p> <p>(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、<u>又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、</u>計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除きます。） <u>300単位</u></p> <p>(2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員 <u>又は相談支援員</u>が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含みます。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な <u>便宜の供与</u>について検討を行う場合（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除きます。） <u>300単位</u></p> <p>(3) <u>福祉サービス等提供機関</u>（以下この(3)において「関係機関」といいます。）の求めに応じ、当該 <u>福祉サービス等提供機関</u>が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 9・注 1

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（計画相談支援費のサービス利用支援費若しくは継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算（I）又は退院・退所加算を算定する月を除きます。） <u>300 単位</u></p> <p>(4) <u>計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300 単位</u></p> <p>(5) <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 150 単位</u></p> <p>※ (5)については、次の①又は②に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とします。</p> <p>① <u>病院等及び訪問看護ステーション等</u></p> <p>② <u>福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</u></p> <p>※ 当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、<u>以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものです。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意してください。</u></p> <p>① <u>利用者等への訪問による面接</u> 利用者等又は市町村等の求めに応じ、<u>月2回以上、利用者等に面接する場合</u></p> <p>② <u>サービス担当者会議の開催</u> サービス担当者会議を開催し、<u>サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合</u></p> <p>③ <u>関係機関が開催する会議への参加</u> 福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、<u>関係機関相互の連絡調整を行った場合</u></p> <p>④ <u>利用者への通院同行</u> 利用者が病院等に通院するに当たり、<u>病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p>⑤ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p>		<p><u>平 24 厚労告 125 別表 9・注 2</u></p> <p>報酬留意事項通知第 4・<u>11</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p data-bbox="456 164 1599 196"><u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p data-bbox="367 261 779 293">※ <u>算定にあたっての留意事項</u></p> <p data-bbox="427 309 678 341">① <u>連携の対象機関</u></p> <p data-bbox="456 357 1653 580"><u>(1)のとおり、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいいます。</u></p> <p data-bbox="427 596 857 628">② <u>利用者等への訪問による面接</u></p> <p data-bbox="456 644 1653 772"><u>(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいいます。「面接」については、15居宅介護支援事業所等連携加算※算定に当たっての留意事項の②の規定を準用します。</u></p> <p data-bbox="427 788 824 820">③ <u>サービス担当者会議の開催</u></p> <p data-bbox="456 836 1653 916"><u>サービス担当者会議の開催に当たっては、計画相談支援基準に規定されているとおり、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければなりません。</u></p> <p data-bbox="427 932 913 963">④ <u>関係機関が開催する会議への参加</u></p> <p data-bbox="456 979 1653 1203"><u>福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意してください。また、入院時情報連携加算（I）又は退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できません。</u></p> <p data-bbox="427 1219 741 1251">⑤ <u>利用者への通院同行</u></p> <p data-bbox="483 1267 1666 1299"><u>16医療・保育・教育機関等連携加算※算定に当たっての留意事項の③の規定を準用します。</u></p> <p data-bbox="427 1315 976 1347">⑥ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p data-bbox="483 1362 1666 1394"><u>16医療・保育・教育機関等連携加算※算定に当たっての留意事項の④の規定を準用します。</u></p> <p data-bbox="427 1410 678 1442">⑦ <u>加算の算定方法</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>当該加算は、(1)の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算します。</u></p> <p><u>例えば、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できます。</u></p> <p><u>なお、②から⑥のいずれの場合も、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している場合は、当該加算は算定できません。</u></p> <p>※ (1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいいます。</p> <p>※ (2)の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければなりません。</p> <p>※ (3)の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいいます。なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意してください。また、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できません。</p> <p>※ (1)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>(3)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>		
18 サービス担当者会議実施加算	<p>継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員 <u>又は相談支援員</u>が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含みます。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な <u>便宜の供与</u>について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 <u>ただし、16 医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しません。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 125 別表 10・注

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接すること加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催してください。</p> <p>※ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。<u>また、16 医療・保育・教育機関等連携加算の(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できません。</u></p> <p>※ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。</p>		報酬留意事項通知第4・12
19サービス提供時モニタリング加算	<p>特定相談支援事業所が、当該特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、<u>（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、</u>障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定できません。<u>この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定します。</u></p> <p>※ サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録してください。</p> <p>① 障害福祉サービス等の事業所におけるサービスの提供状況</p> <p>② サービス提供時の利用者^{（注）}の状況</p> <p>③ その他必要な事項</p> <p>※ 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件<u>（相談支援員の場合は19件）</u>を限度とし、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。<u>障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能です。なお、一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とします。また、当該時間については、交通機関の運</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 125 別表 11・注</p> <p>報酬留意事項通知第4・13</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含まれます。</u></p> <p>※ 記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。</p>		
20 行動障害支援体制加算	<p>別に<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、<u>次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p><u>イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位</u> <u>ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位</u></p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> <u>イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第8に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を1名以上配置していること。</u></p> <p><u>(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。</u></p> <p><u>(3) 実践研修修了者が、区分3(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第4号)第1条第4号に掲げる区分3をいう。)以上に該当し、かつ、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)第4号に該当する者(以下「強度行動障害者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害児(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平成27年厚生労働省告示第181号)第6号のイの(3)に規定する強度行動障害児をいう。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)</u></p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 12・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 6 号</p> <p><input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>イの(1)及び(2)の基準に適合すること。</u></p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。</p> <p>※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>共通事項</u></p> <p><u>当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものです。</u></p> <p>② <u>行動障害支援体制加算（Ⅰ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものです。</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者（以下「強度行動障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしています。なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認してください。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（障害支援区分、利用サービス、加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられます。</u></p> <p><u>(二) 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としていますが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとします。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理してお</u></p>		報酬留意事項通知第4・14

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>いてください。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第6号のイの(3)に規定する表（児基準）の合計点数が20点以上である児童）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。</u></p> <p><u>③ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものです。</u></p> <p>※ <u>強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</u></p>		
21 要医療児者支援体制加算	<p>別に<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、<u>次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p><u>イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 60単位</u></p> <p><u>ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30単位</u></p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u></p> <p><u>イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)</u></p> <p><u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。）を1名以上配置していること。</u></p> <p><u>(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。</u></p>	<p><input type="checkbox"/> (Ⅰ)</p> <p><input type="checkbox"/> (Ⅱ)</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 13・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 7 号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>(3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「医療的ケア児等」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児者の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)</u> <u>イの(1)及び(2)の基準に適合すること。</u></p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。</p> <p>※ 「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修を言います。</p> <p>※ 医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p> <p>※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 共通事項</u> <u>20 行動障害支援体制加算の①と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と読み替えてください。</u></p> <p><u>② 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものです。</u> <u>(一) 対象となる障害者</u></p>		<p>報酬留意事項通知第4・15</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>当該区分は、支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「対象医療的ケア児者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしています。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認してください。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられます。</u></p> <p><u>② 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としていますが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておいてください。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。</u></p> <p><u>③ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものです。</u></p>		
22 精神障害者支援体制加算	<p>別に<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、<u>次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p>イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) 60単位 ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30単位</p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ <u>精神障害者支援体制加算(Ⅰ)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。）の障害特性及びこれ</u></p>	<input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 125 別表 14・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 8 号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>に応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を一名以上配置していること。</u></p> <p><u>(2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。</u></p> <p><u>(3) 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等であって、計画相談支援対象障害者等が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。</u></p> <p><u>(4) 精神障害者研修修了者が、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)</u></p> <p><u>イの(1)及び(2)の基準に適合すること。</u></p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。</p> <p>※ 「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-21に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修を言います。</p> <p>※ 精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p> <p>※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p>		<p>報酬留意事項通知第4・<u>16</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>① 共通事項</u></p> <p><u>20 行動障害支援体制加算の①と同趣旨であり、適宜「精神障害者等」と読み替えてください。</u></p> <p><u>② 精神障害者支援体制加算（I）</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者に法第4条第1項に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしています。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも考えられます。</u></p> <p><u>(二) 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としていますが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとします。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておいてください。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。</u></p> <p><u>(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制</u></p> <p><u>当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としています。保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることとします。また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p style="text-align: center;"><u>又は利用するとは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとしてください。</u></p> <p>③ <u>精神障害者支援体制加算(Ⅱ)</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものです。</u></p>		
<p>23 <u>高次脳機能障害支援体制加算</u></p>	<p><u>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p><u>イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位</u> <u>ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位</u></p> <p><u>※ 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> <u>イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。)を1名以上配置していること。</u></p> <p><u>(2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。</u></p> <p><u>(3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者であって満18歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)</u> <u>イの(1)及び(2)の基準に適合すること。</u></p>	<p><input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p><u>平24厚労告125別表14の2・注</u></p> <p><u>平27厚労告180第9号</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となります。地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものです。なお、高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意してください。</p> <p>※ 算定に当たっての留意事項</p> <p>① 共通事項</p> <p>20 行動障害支援体制加算の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害者」と読み替えてください。</p> <p>② 高次脳機能障害支援体制加算（I）</p> <p>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものです。</p> <p>(一) 対象となる障害者</p> <p>当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できるとしてあります。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認してください。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によるものとしてください。</p> <p>ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書</p> <p>イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書</p> <p>ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）</p> <p>(二) 対象者への支援</p> <p>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計</p>		報酬留意事項通知第4・17

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>画相談支援を行っていることを要件としていますが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとします。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておいてください。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。</p> <p>③ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）</p> <p>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものです。</p>		
24 ピアサポート体制加算	<p>別に <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ <u>障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）</u>であって、法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者を指定特定相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で0.5以上配置していること。 ロ イに掲げる者により、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。</p> <p>※ ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができます。 ア 障害者又は障害者であったと市長村長が認める者であって、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者 イ 管理者、相談支援専門員、<u>相談支援員</u>その他指定計画相談支援に従事する者</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 125 別表 15・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 10 号</p> <p>報酬留意事項通知第 4・18（準用第 2・3(7)⑤）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事務所又は指定障害児相談支援事業所に限ります。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとします。</p> <p>※ 研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいいます。なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は以下の経過措置を認めるものとします。 （ア）市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で 0.5 以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとします。 （イ）管理者、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者の配置がない場合も算定できるものとします。 この場合において、市町村が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えありませんが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められません。また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしますが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えありません。</p> <p>※ 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとします。 （ア）身体障害者 身体障害者手帳 （イ）知的障害者 ①療育手帳 ②療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 （ウ）精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認します（これらに限定されるものではありません。）。 ①精神障害者保健福祉手帳 ②精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>④自立支援医療受給者証（精神通院医療に限ります。） ⑤医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等</p> <p>(エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法</p> <p>※ 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨です。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※1）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要です。</p> <p>※1 ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものです。</p>		
25 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>別に 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」といいます。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」といいます。現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含みます。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、当該指定特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と 指定自立生活援助事業者又は 地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該地域定着支援事業者が平成24年厚生労働省告示第124号別表第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場を除きます。</p> <p>※ 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p> <p>※ 他の指定特定相談支援事業所において計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平24厚労告125 別表16・注</p> <p>平27厚労告180 第11号</p> <p>報酬留意事項通知第4・19</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ <u>指定自立生活援助事業所又は地域着支援事業所</u>と一体的に事業を行っている場合であって、かつ<u>当該指定自立生活援助事業所又は当該地域定着支援事業所</u>において当該利用者に係る<u>自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費</u>を算定する場合は、特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとします。</p> <p>※ 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録すること。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>		
26 地域体制強化共同支援加算	<p>別に<u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に適合するものとして市長に届け出た特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ <u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ <u>運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</u> ロ <u>拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。</u></p> <p>※ 当該加算は、<u>指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進すること</u>を目的とするものであることから、<u>そのこと</u>を十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。</p> <p>※ <u>当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとします。なお、「2 サービス利用支援費 ※機能強化型サービス利用支援費に係る各要件の取扱い」のイの(イ)のbの(b)の規定（自主</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 125 別表 17・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 12 号</p> <p>報酬留意事項通知第 4・20</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>点検票49頁)を準用します。</u></p> <p><u>① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。</u></p> <p>※ 当該加算は、支援が困難な利用者に対して、当該特定相談支援事業所の専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告行った場合に加算するものです。なお、協議会への報告の内容は別途定めるものとします。</p> <p>※ 当該加算は支援が困難な利用者に係る支援等を行う特定相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、特定相談支援事業所が負担することが望ましいです。</p> <p>※ <u>なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」（令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室）」を参照してください。</u></p> <p>※ 当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録する者とします。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>		
27 遠隔地訪問加算	<p><u>計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、11 初回加算（(2)に該当する場合に限る。）、13 入院時情報連携加算（(1)入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る。）、14 退院・退所加算、15 居宅介護支援事業所等連携加算（(2)及び(5)に限る。）、16 医療・保育・教育機関等連携加算（(1)及び(2)に限る。）又は17 集中支援加算（(1)及び(4)に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。ただし、11 初回加算については、(2)に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算します。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 125 別表 18・注</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 当該加算は、特別地域に所在し、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じるところを踏まえて算定を可能とするものです。</p> <p>※ 算定に当たっての留意事項</p> <p>① 対象となる加算</p> <p>当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものです。</p> <p>(一) 初回加算</p> <p>(二) 入院時情報連携加算</p> <p>(三) 退院・退所加算</p> <p>(四) 居宅介護支援事業所等連携加算</p> <p>(五) 医療・保育・教育機関等連携加算</p> <p>(六) 集中支援加算</p> <p>② 対象区域</p> <p>当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関となりますが、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とします。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含まれます。</p> <p>③ 加算の算定方法</p> <p>当該加算の算定に当たっては、300 単位に①の(一)から(六)までの算定回数合計を乗じて得た単位数を算定します。ただし、初回加算については、該当する月数(3を限度とする。)を算定回数とします。例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300 単位に2を乗じて600単位を算定するものとします。</p>		報酬留意事項通知第4・21

第6-2 地域相談支援給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号の別表「地域相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労告124第1号
	(2) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労告124第2号
2 地域移行支援サービス費	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た地域移行支援事業者が、利用者に対して、地域移行支援（地域移行支援計画の作成等）を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を算定していますか。ただし、①を算定している場合にあっては、②は算定できません。 ① 地域移行支援サービス費（Ⅰ）： <u>3,613 単位</u> ② 地域移行支援サービス費（Ⅱ）： <u>3,157 単位</u> ※ 厚生労働大臣が定める基準 ① 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること (1) 地域移行支援事業所の従業者のうち、1人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限ります。）の課程を修了し、研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。 (2) 地域移行支援事業所において、地域移行支援を利用した利用者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において3人以上いること。 (3) 地域移行支援事業所が、精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との緊密な連携体制を確保し、退院、退所等に向けた会議への参加、地域移行に向けたサービス等の説明、同様の経験のある障害当事者による意欲喚起のための活動等をいずれかの施設に対し、月1回以上行うこと。 ② 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること (1) ①の(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 (2) 地域移行支援事業所において、地域移行支援を利用した利用者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において1人以上いること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124別表第1・1・注1、注1の2 平30厚労告114
	(2) 厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た地域移行支援事業者以外の地域移行支援事業者が、地域相談支援給付費決定障害者に対して地域移行支援を行った場合に、1月につき次に掲げる単位数を算定していますか。 地域移行支援サービス費（Ⅲ）： <u>2,422 単位</u>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124別表第1・1・注1の2

	<p>(3) 次の基準の全てを満たした上で、移行支援サービス費を算定していますか。</p> <p>① 地域移行支援計画の作成（地域相談支援基準第20条）</p> <p>② 利用者への対面による支援を1月に2日以上行う</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124 別表第1・1・注 2
3 特別地域加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域の障害者支援施設等に入所等している利用者に対して、地域移行支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める地域 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成21年3月30日厚生労働省告示第176号）を参照ください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124 別表第1・1・注 3
4 地域生活支援拠点等機能強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。</p> <p>ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とします。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。 (1) 指定基準第27条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点をいう。以下同じ。)として位置付けられていることを定めていること。 (2) 指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援事業者（指定基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124 別表第1・1・注 4 平30厚労告114 第2号の2

1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援の事業と指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。)、指定地域定着支援(指定基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。)、指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)及び指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第1項第2号に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

③ 当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)第1号イ又はロに掲げる基準(以下「機能強化型基準」という。)に適合していること。

④ 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する法第77条第3項第1号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等のコーディネート業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。)が常勤で1人以上配置されている事業所として市長が認めるものであること。

ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)に掲げる基準に適合すること。

(2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。

(3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点

	<p>関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市長が認めるものであること。</p> <p>※ 算定の留意事項については、「第6-1 9 地域生活支援拠点等機能強化加算」を参照してください。</p>		報酬留意事項通知第3・1(1)③ (準用第2の3の(7)③)
5 情報公表未報告減算	法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124別表第1・1・注5
6 業務継続計画未策定減算	<p>指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※令和7年3月31日まで経過措置</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124別表第1・1・注6
7 虐待防止措置未実施減算	指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124別表第1・1・注7
8 ピアサポート体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること</p> <p><u>イ ピアサポート研修修了者であって、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。</u></p> <p><u>(1)法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者</u></p> <p><u>(2)管理者又は指定地域移行支援従事者</u></p> <p><u>ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。</u></p> <p><u>ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。</u></p> <p>※ ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われている場合に算定することができます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平24厚労告124別表第1・1の2注</p> <p>平30厚労告114第3号</p> <p>報酬留意事項通知第3・1(3)(準用第2・3(7)⑤)</p>

ア 障害者又は障害者であったと市長が認める者であって、指定地域移行支援従事者として従事する者

イ 管理者、指定地域移行支援従事者として従事する者

なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限ります。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとします。

※ 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいいます。なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は以下の経過措置を認めるものとします。

(ア) 市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で 0.5 以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとします。

(イ) 管理者、指定地域移行支援従事者として従事する者の配置がない場合も算定できるものとします。

この場合において、市町村が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えありませんが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められません。また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしますが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えありません。

※ 障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとします。

(ア) 身体障害者

身体障害者手帳

(イ) 知的障害者

①療育手帳

②療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

(ウ) 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認します（これらに限定されるものではありません。）。

①精神障害者保健福祉手帳

②精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

	<p>③精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等</p> <p>(エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法</p> <p>※ 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨です。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※1）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要です。 ※1 ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものです。</p>		
9 初回加算	<p>地域移行支援の利用を開始した月について1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできません。 また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できます。 ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りではありません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1・1 の 3</p> <p>報酬留意事項通知第 3・1(4)</p>
10 集中支援加算	<p>利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 退院・退所月加算を算定する月は、加算できません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1・2・注</p>
11 退院・退所月加算	<p>(1) 利用者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月にサービスを行った場合に、地域移行支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1・3・注 1</p>

	<p>※ 当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意してください。</p> <p>翌月に退院、退所等を行うことが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等を行う日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等を行う日が属する月の前月において算定できます。この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額は返還することになります。</p> <p>なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えありません。</p> <p>※ 退院・退所月加算については、次のいずれかに該当する場合には、算定できません。</p> <p>① 退院又は退所して病院又は診療所へ入院する場合 ② 退院又は退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ③ 死亡による退院又は退所の場合</p>		報酬留意事項通知第3・1(6)
	(2) 退院・退所月加算を算定する利用者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、さらに1月につき所定単位数を加算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告124別表第1・3・注2
12障害福祉サービスの体験利用加算	<p>障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る）を限度として、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか。</p> <p>① 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）：500単位 体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）：250単位 体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間</p> <p>③ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において①及び②を算定する場合：更に1日につき50単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 <u>次のいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。</u> <u>イ 運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</u> <u>ロ 指定地域移行支援事業所の従業員のうち、市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。</u></p> <p>※ 体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に利用日数に応じて算定できるものです。</p>	<input type="checkbox"/> （Ⅰ） <input type="checkbox"/> （Ⅱ） <input type="checkbox"/> （Ⅲ） <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平24厚労告124別表第1・4・注1～3</p> <p>平30厚労告114第4号</p> <p>報酬留意事項通知第3・1(7)</p>

	<p>また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものです。</p> <p>※ 地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度 15 日（当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から 90 日以内に限り）を限度として算定できます。</p> <p>※ <u>市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを市長に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとします。なお、市町村が当該指定地域移行支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定移行支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域移行支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域移行支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域移行支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知してください。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画してください。</u></p>		
13 体験宿泊加算	<p>(1) 利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供した場合に、15 日（体験的な宿泊支援の提供日から 90 日以内に限り）を限度として、体験宿泊加算（Ⅰ）として、1 日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>(2) 利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、15 日（体験的な宿泊支援の提供日から 90 日以内に限り）を限度として、体験宿泊加算（Ⅱ）として、1 日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できます。</p> <p>なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えありませんが、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除きます。</p> <p>また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できますが、当該委託による場合であっても、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1・5・注 1</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1・5・注 2</p> <p>報酬留意事項通知第 3・1(8)</p>

	<p>等のための常時の連絡体制を確保して行ってください。</p> <p>※ 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認してください。</p> <p>※ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できます。 なお、体験宿泊加算（Ⅰ）については、利用者が、体験宿泊場所において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えありません。</p> <p>※ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能ですが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できます。</p> <p>※ 体験宿泊加算（Ⅱ）については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できます。 なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えありません。 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行ってください。</p>		
	<p>(3) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、体験宿泊加算(Ⅰ)又は体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、当該地域移行支援事業所が市町村により地域生活拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1・5・注 3</p>
	<p>(4) 体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、合計して 15 日を限度として算定していますか。</p> <p>※ 地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度合計して 15 日（当該更新後の体験的な宿泊支援の提供開始日から 90 日以内に限り）を限度として算定できます。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1・5・注 1 注 2</p> <p>報酬留意事項通知第 3・1(8)</p>
14 居住支援連携体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1・6・注</p>

	<p>る法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいいます。以下同じ。）又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」といいます。）に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること イ 住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。</p> <p>※ 住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければなりません。</p> <p>※ 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報です。</p> <p>※ 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意してください。</p> <p>※ 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>※ 当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 30 厚労告 114 第 6 号</p> <p>報酬留意事項通知第 3・1(9) 準用第 2 の 3 の (7)^⑫</p>
<p>15 地域居住支援体制強化推進加算</p>	<p>指定地域移行支援事業所の従業者が、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいいます。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいいます。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1・7・注</p> <p>報酬留意事項通知第 3・1(10) 準用第 2 の 3 の</p>

	<p>当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとします。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとします。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>		(7)⑬
<p>16 地域定着支援サービス費（地域定着支援）</p>	<p>(1) 地域定着支援として、常時連絡体制の確保等を行った場合に、体制確保費として、1月につき所定単位数を算定していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2・注 1</p>
	<p>(2) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者への居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、緊急時支援費（Ⅰ）として、1日につき所定単位数を算定していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2・注 2</p>
	<p>(3) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着支援事業所において、(2)の緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数を加算していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2・注 2 の 2</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p>		
	<p>(4) 利用者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後 10 時～午前 6 時）に電話による相談援助を行った場合に、緊急時支援費（Ⅱ）として、1日につき所定単位数を算定していますか。ただし、緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は算定できません。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2・注 2 の 2</p>
	<p>※ 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておいてください。</p>		
	<p>※ 緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録してください。</p>		
	<p>※ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できます。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できます。</p>		<p>報酬留意事項通知第 3・2(2)</p>
<p>※ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業</p>			

	<p>所の場合、(1)に定める単位数に、さらに50 単位を加算するものとします。なお、市町村が当該指定地域定着支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域定着支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域定着支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指地域定着支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域定着支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知してください。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画してください。</p>		
	<p>(5) 次の基準を全て満たした上で、地域定着支援サービス費を算定していますか。</p> <p>① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（地域相談支援基準第 42 条第 3 項）</p> <p>② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（地域相談支援基準第 43 条第 2 項）</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2・注 3 報酬留意事項通知第 3・2(1)</p>
<p>17 特別地域加算（地域定着支援）</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、地域定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める地域 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 176 号）を参照ください。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2・注 4</p>
<p>18 地域生活支援拠点等機能強化加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域定着支援事業所並びに当該指定地域定着支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とします。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2・注 5</p> <p>平 30 厚労告 114 第 7 号の 2</p>

	<p>イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 指定基準第45条において準用する指定基準第27条に規定する運営規程において、当該指定地域定着支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者（指定基準第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域定着支援の事業と指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</p> <p>(3) 当該事業所が機能強化型基準に適合していること。</p> <p>(4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。</p> <p>ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) イの(1)の基準に適合すること。</p> <p>(2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。</p> <p>(3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</p> <p>(4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。</p> <p>※ 算定の留意事項については、「第6-1 9 地域生活支援拠点等機能強化加算」を参照してください。</p>		<p>報酬留意事項通知第3・2(4)（準用第2・3(7)③）</p>
<p>19 情報公表未報告減算</p>	<p>法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平24厚労告124別表第2・注6</p>

20 業務継続計画未策定減算	<p>指定基準第45条において準用する指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※令和7年3月31日まで経過措置（令和7年4月1日から減算適用）</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 124 別表第 2・注 7
21 虐待防止措置未実施減算	<p>指定基準第45条において準用する指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 124 別表第 2・注 8
22 ピアサポート体制加算（地域定着支援）	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着支援事業所において、指定地域密着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※基準等は第6-2 8を準用します。その際、「指定地域移行支援従事者」とあるのは「指定地域密着支援従事者」と、「指定自立生活援助事業所」とあるのは「指定地域移行支援事業所」と、「指定地域密着支援事業所」とあるのは「指定自立生活援助事業所」とそれぞれ読み替えてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 124 別表第 2・2 報酬留意事項通知第 3・2(5)準用第 2・3(7)⑤
23 日常生活支援情報提供加算（地域定着支援）	<p>指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものです。</p> <p>※ 「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第 8 条若しくは医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 4 条の 2 の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものです。</p> <p>※ 「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であることです。情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX 等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 124 別表第 2・3 報酬留意事項通知第 3・2(6)準用第 2・3(7)⑩
24 居住支援連携体制加算（地域定着支援）	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 124 別表第 2・4

	<p>※ 基準等は <u>14</u> を準用します。</p>		<p>報酬留意事項通知第3・2(7) (準用第2・3(7)(12))</p>
<p>25 地域居住支援体制強化推進加算 (地域定着支援)</p>	<p>指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 基準等は <u>15</u> を準用します。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平24厚労告124別表第2・5</p> <p>報酬留意事項通知第3・2(8) (準用第2・3(7)(13))</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第6-3 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い			
1. 基本的事項	(1) 費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労告126第1号
	(2) 費用の額は、平成24年厚生労働省告示第128号の「 <u>こども家庭庁長官</u> が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	平24厚労告126第2号
2. 障害児支援利用援助費	<p>(1) 障害児の保護者に対して、障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成等）を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を算定していますか。</p> <p>① 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ) <u>2,201</u> 単位 ② 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ) <u>2,101</u> 単位 ③ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ) <u>2,016</u> 単位 ④ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ) <u>1,866</u> 単位 ⑤ 障害児支援利用援助費(Ⅰ)： <u>1,766</u> 単位 ⑥ 障害児支援利用援助費(Ⅱ)： 815 単位</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告126別表1・注1 報酬留意事項通知(児童)第4・1(3)
	<p>※ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ) 別に<u>こども家庭庁長官</u>が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（以下「相談支援専門員の平均員数」といいます。）で除して得た数（以下「取扱件数」といいます。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ)までのいずれかを算定している場合においては、その他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しません。</p>		
	<p>※ 障害児支援利用援助費(Ⅰ) 指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p>		
	<p>※ 障害児支援利用援助費(Ⅱ) 指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p>		
	<p>※ 相談支援専門員の平均員数は前6月の平均値とし、新規指定の場合は推定数とします。 ※ ⑤障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は⑥障害児支援利用援助費(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、算定した件数分について、⑥障害児支援利用援</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>助費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について⑤障害児支援利用援助費(Ⅰ)を割り当てます。</p> <p>なお、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当ててください。</p>		
	<p>(2) 次の基準を全て満たした上で、障害児支援利用援助費を算定していますか。</p> <p>① 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（障害児相談支援基準第15条第2項第6号）</p> <p>② 障害児支援利用計画案の障害児又はその家族への説明並びに障害児又障害児の保護者の文書による同意（同項第8号及び第11号）</p> <p>③ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）</p> <p>④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 3</p>
	<p>(3) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)を算定している場合、次に掲げる①・②の基準のいずれかに適合していますか。(こども家庭庁長官が定める基準)</p> <p>① 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次の(一)から(四)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>(二) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(三) 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(四) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を<u>行っている</u>こと。</p> <p>(五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>(六) <u>法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること</u></p> <p>(七) <u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。</u></p> <p>(八) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めて</p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 27 厚労告 181 第 1 イ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>いること又は同条第3項第1号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする</p> <p>(九) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定相談相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。</p> <p>(十) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。</p> <p>(十一) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれの取扱件数が40未満であること。</p> <p>② ①に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次の(一)から(三)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) ①(一)から(十)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。</p> <p>(三) 取扱件数が40未満であること。</p> <p>※ 機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件の取扱いは以下のとおりです。</p> <p>(一) 共通事項</p> <p>ア 共通</p> <p>(ア) 人員配置要件</p> <p>a 総則</p> <p>質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを</p>		<p>報酬留意事項通知(児童)第4・1(2)(3)(一)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>要件とする。その他の具体的な取扱いについては、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ)のアをそれぞれ参照すること。</u></p> <p><u>b 兼務の取扱い</u></p> <p><u>配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。このほか、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ)のアをそれぞれ参照すること。</u></p> <p><u>(イ)留意事項伝達会議</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a)現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>(b)過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p> <p><u>(c)地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d)保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p> <p><u>(e)アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p> <p><u>(f)利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p><u>(g)その他必要な事項</u></p> <p><u>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(イ)のaの(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ)現任研修修了者同行による研修</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p><u>(エ)支援困難ケースの受入れ</u></p> <p><u>自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p><u>(オ)事例検討会への参加</u></p> <p><u>基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。</u></p> <p><u>(カ)取扱件数</u></p> <p><u>取扱件数については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。</u></p> <p><u>また、取扱件数は、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値(以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。)を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p><u>イ複数事業所が協働により体制を確保する場合</u></p> <p><u>(ア)趣旨</u></p> <p><u>障害児通所支援の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定障害児相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅲ)のAに規定する要件を満たすことを可能とするものである。</u></p> <p><u>(イ)要件</u></p> <p><u>次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。</u></p> <p><u>a 体制要件</u></p> <p><u>次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>(a)協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p><u>(b)機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。</u></p> <p><u>(c)原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p><u>b 事業所要件</u></p> <p><u>次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p><u>(a)一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、障害児相談支援基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>(b)地域生活支援拠点等を構成する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u></p> <p><u>なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。</u></p> <p><u>また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>ｃ 人員配置要件（各事業所）</u> <u>当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</u></p> <p><u>※ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u> <u>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、3名（現任研修修了者1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)共通事項のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 24時間の連絡体制</u> <u>24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。</u></p> <p><u>ウ 協議会への参画</u> <u>協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。</u></p>		<p>報酬留意事項通知(児童)第4・1(2)③(ロ)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(4) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定している場合、次に掲げる①・②の基準のいずれかに適合していますか。(こども家庭庁長官が定める基準)</p> <p>① 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次の(一)及び(二)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (3)の①の(一)から(八)まで、(十)及び(十一)の基準に適合すること。</p> <p>(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>② ①に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次の(一)から(三)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (3)の①の(一)から(七)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) (3)の②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>※ <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)共通事項のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 24時間の連絡体制</u></p> <p><u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)のイの規定を準用する。</u></p> <p><u>ウ 協議会への参画</u></p> <p><u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)のウの規定を準用する。</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)のエの規定を準用する。</u></p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 27 厚労告 181 第 1 号</p> <p>報酬留意事項通知(児童)第 4・1(2)(3)(三)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(5) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）を算定している場合、次に掲げる①・②の基準のいずれかに適合していますか。（<u>こども家庭庁長官</u>が定める基準）</p> <p>① 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次の(一)及び(二)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (3)の①の(一)、(三)から(八)まで及び(十)の基準に適合すること。</p> <p>(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>② ①に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次の(一)から(三)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) (3)の①の(一)及び(三)から(七)までの基準に適合すること。</p> <p>(二) (3)の②の(三)の基準に適合すること。</p> <p>(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)共通事項のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 協議会への参画</u></p> <p><u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)のウの規定を準用する。</u></p> <p><u>ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)のエの規定を準用する。</u></p> </div>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 27 厚 労 告 181 第 1 八</p> <p>報酬留意事項通知(児童)第 4・1(2)(3)(4)</p>
	<p>(6) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を算定している場合、次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。（<u>こども家庭庁長官</u>が定める基準）</p> <p>① <u>(1)の①の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。</u></p> <p>② <u>(1)の②の(三)の基準に適合すること。</u></p> <p>③ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 27 厚 労 告 181 第 1 二</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>※ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u> <u>専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、(一)共通事項のアの(ア)のbに規定する職務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。</u></p> <p><u>※ その他</u> <u>【経過措置】</u></p> <p><u>(ア)拠点関係機関との連携</u> <u>令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、(一)共通事項のイの(イ)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。</u> <u>なお、当該協力に当たっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ること。</u></p> <p><u>(イ)基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>令和8年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅲ)の基幹相談支援センターによる取組への参画に係る要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。</u> <u>なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)を算定する指定障害児相談支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の強化の取組については、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)のエの規定を参照すること。</u></p>		<p>報酬留意事項通知(児童)第4・1(2)③(五)</p> <p>報酬留意事項通知(児童)第4・1(2)③(六)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
3. 継続障害児支援利用援助費	<p>(1) 障害児の保護者に対して、継続障害児支援利用援助（モニタリングの実施等）を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を算定していますか。</p> <p>① 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） <u>1,896</u> 単位</p> <p>② 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） <u>1,796</u> 単位</p> <p>③ 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） <u>1,699</u> 単位</p> <p>④ 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ） <u>1,548</u> 単位</p> <p>⑤ 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） <u>1,448</u> 単位</p> <p>⑥ 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 662 単位</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 2</p> <p>報酬留意事項通知(児童)第 4・1(2)(3)</p> <p>報酬留意事項通知(児童)第 4・1(4)</p>
	<p>※ 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の 40 未満の部分に相談支援相談員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合には、その他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しません。</p>		
	<p>※ 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 指定障害児相談支援事業所における取扱件数の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p>		
	<p>※ 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 指定障害児相談支援事業所における取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p>		
	<p>※ ⑤継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は⑥継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、算定した件数分について、⑥継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について⑤継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）を割り当てます。</p>		
	<p>※ 基本単位の継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てについては、「2 障害児支援利用援助費と同様です。</p>		
	<p>※ モニタリング期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できます。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定するために満たすべき基準については、それぞれ機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ)の基準と同様です。（厚生労働大臣が定める基準）</p> <p>(2) 次の基準を全て満たした上で、継続障害児支援利用援助費を算定していますか。 ① 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（障害児相談支援基準第15条第3項第2号） ② 障害児支援利用計画の変更についての2の(2)の①から④までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）</p> <p>(3) 同一の月において、同一の障害児の保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。</p> <p>※ 障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。 なお、通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。</p>		
4. 情報公表未報告減算	<p>法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 5</p>
5. 業務継続計画未策定減算	<p>指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※令和7年3月31日まで経過措置</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 6</p>
6. 虐待防止措置未実施減算	<p>指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 7</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>② 指定特定相談支援事業者、指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。</u></p> <p><u>③ 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。</u></p> <p><u>ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。</u></p> <p><u>① イの(1)の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② 指定障害児相談支援の事業及び指定計画相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。</u></p> <p><u>③ 当該指定障害児相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。</u></p>		
9. 利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に所定単位数を加算していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 126 別表 2・注
10. 初回加算	<p>(1) 別に<u>子ども家庭庁長官</u>が定める基準に適合する場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ <u>子ども家庭庁長官</u>が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合 ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p> <p>※ <u>指定障害児相談支援を利用せずに障害児通所支援を利用している障害児相談支援対象保護者について障害児支援利用計画を作成する場合についても含みます。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 3・注 1</p> <p>平 27 厚労告 181 第 3 号</p> <p>報酬留意事項通知（児童）第 4・5</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等													
	<p>(2) 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合は、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とします。）を乗じて得た単位数を加算していますか。</p> <p>※ 初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定することはできません。</p> <p>※ <u>テレビ電話装置等を活用して面接した場合は含みます。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものです。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めてください。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 3・注 2</p> <p>報酬留意事項通知（児童）第 4・5</p>													
<p>11. 主任相談支援専門員配置加算</p>	<p>専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に<u>こども家庭庁長官</u>が定める者（以下「主任相談支援専門員」といいます。）であるものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、<u>別にこども家庭庁長官が定める基準に従い</u>、その資質の向上のための研修を実施した<u>場合に、次の掲げる区分に応じ</u>、1月につき所定単位数を加算していますか。 <u>ただし、次に掲げるいずれかを算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p>① <u>主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）</u> 300 単位 ② <u>主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）</u> 100 単位</p> <p>※ <u>主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定計画相談支援その他のこれに類する職務に従事することができます。</u></p> <p>※ <u>こども家庭庁長官</u>が定める者 相談支援従事者現任研修を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第 18 項に規定する相談支援の業務に3年以上従事した者であって、以下の表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとします。</p> <table border="1" data-bbox="432 1193 1603 1428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>科目</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講義</td> <td>障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>運営管理に関する講義</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">講義及び演習</td> <td>相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>地域援助技術に関する講義及び演習</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	区分	科目	時間数	講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3	運営管理に関する講義	3	講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13	地域援助技術に関する講義及び演習	11	<input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 4・注 1</p> <p>平 24 厚労告 126 別表 4・注 2</p> <p>平 30 厚労告 116 号</p>
区分	科目	時間数														
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3														
	運営管理に関する講義	3														
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13														
	地域援助技術に関する講義及び演習	11														

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u></p> <p><u>イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)</u></p> <p><u>基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定障害児相談支援事業所、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定障害児相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所であって、主任相談支援専門員（算定告示別表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の従業者対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。</u></p> <p><u>ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)</u></p> <p><u>主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。</u></p>		<p><u>平27厚労告180第4号</u></p>
	<p><u>※ 次に掲げる区分に応じて算定してください。</u></p> <p><u>①主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)</u></p> <p><u>(一) 事業所の要件</u></p> <p><u>基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所に限る。</u></p> <p><u>(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項</u></p> <p><u>主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に加え、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u></p> <p>※ 「研修を実施した場合」とは、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければなりません。</p> <p>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</p>		<p>報酬留意事項通知（児童）第4・<u>6</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</p> <p>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</p> <p>エ <u>基幹相談支援センター等が実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）。</u></p> <p><u>②主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)</u></p> <p><u>当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の□のアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければなりません。</u></p> <p><u>基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）</u></p> <p>※ この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
12 入院時情報連携加算	<p>障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所（以下「病院等」という）に入院するに当たり、別に<u>こども家庭庁長官</u>が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、<u>生活環境等</u>の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。<u>ただし、次に掲げるいずれかを算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ) <u>300</u> 単位 ② 入院時情報連携加算(Ⅱ) <u>150</u> 単位</p> <p>※ <u>こども家庭庁長官</u>が定める基準</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ) 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ② 入院時情報連携加算(Ⅱ) ①以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ 必要な情報とは、具体的に<u>当該障害児等の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいいます。なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基本とします。</u></p> <p>※ 手続 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 5・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 5 号</p> <p>報酬留意事項通知（児童）第 4・<u>7</u></p>
13 退院・退所加算	<p>下記①～④に掲げる障害児が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算していますか（初回加算を算定する場合を除く）。</p> <p>① 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る）若しくは障害者支援施設に入所していた障害児 ② 病院等に入院していた障害児 ③ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 6・注</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>④ 法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く）に宿泊していた障害児</p> <p>※ 障害児及びその家族に関する必要な情報とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮すべき事項の有無及びその内容をいいます。</p> <p>※ 入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて <u>当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において</u> 3回分を限度に加算を算定できます。</p> <p>※ 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存とともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>		報酬留意事項通知（児童）第4・ <u>8</u>
14 保育・教育等 移行支援加算	<p>指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とします。）を合算した単位数を加算していますか。</p> <p>また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」といいます。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」といいます。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合。 100単位</p> <p>(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、<u>又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、</u>障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除きま</p>	<input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平24厚労告126 別表7・注

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>す。) 300 単位</p> <p>(3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除きます。） 300 単位</p> <p>※ (1)の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限ります）によるものをいいます。</p> <p>※ (1)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいいます。</p> <p>※ 趣旨 障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、<u>以下に掲げる業務を行った場合に所定単位数を加算するものです。</u></p> <p>① <u>関係機関への情報提供</u> <u>関係機関に対して障害児に関する必要な情報を提供し、関係機関における障害児の支援内容の検討に協力する場合</u></p> <p>② <u>障害児等への訪問による面接</u> <u>障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、障害児等に面接する場合</u></p> <p>③ <u>関係機関が開催する会議への参加</u> <u>障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、関係機関による支援を受けるに当たり、関係者が開催する会議に参加する場合</u></p> <p>※ <u>算定にあたっての留意事項</u></p> <p>① <u>関係機関への情報提供</u> <u>(1)の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいいます。「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、障害児の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいいます。</u></p>		<p>報酬留意事項通知（児童）第4・<u>9</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>②障害児等への訪問による面接</u> <u>(2)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含みます。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものです。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めてください。</u></p> <p><u>③ 関係機関が開催する会議への参加</u> <u>会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。</u></p> <p><u>④ 加算の算定方法</u> <u>当該加算は、「※趣旨」の①から③までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき(1)から(3)までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算します。</u> <u>例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できます。ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とします。また、当該加算は、障害児が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものです。ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できません。（(1)については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能です。）。</u></p> <p><u>※ 手続</u></p> <p><u>① (1)を算定する場合は12入院時情報連携加算※手続の規定を準用します。</u></p> <p><u>② (2)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</u></p> <p><u>③ (3)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
15 医療・保育・教育機関等連携加算	<p><u>次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算していますか。</u></p> <p>(1) <u>指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害児通所支援及び障害福祉サービスを行う者を除く。(3)、注2及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び9の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。） 次の(一)又は(二)に掲げる場合に依り、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数</u></p> <p>(一) <u>指定障害児支援利用援助を行った場合</u> 200単位</p> <p>(二) <u>指定継続障害児支援利用援助を行った場合</u> 300単位</p> <p>(2) <u>障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する場合に限る。）</u> 300単位</p> <p>(3) <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する場合に限る。）</u> 150単位</p> <p>※ (3)については、<u>次の①又は②に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とします。</u></p> <p>① <u>病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）</u></p> <p>② <u>福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</u></p> <p>※ <u>当該加算は、障害児が利用する病院等、訪問看護事業所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を</u></p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 8・注 1</p> <p>平 24 厚労告 126 別表 8・注 2</p> <p>報酬留意事項通知(児童)第 4・10</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めてください。</u></p> <p><u>当該加算の算定が可能な場合は次のとおりです。</u></p> <p>① <u>福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u></p> <p><u>福祉サービス等提供機関（障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等事業者を除く。以下10において同じ。）の職員との面談又は会議により、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合</u></p> <p>② <u>障害児への通院同行</u></p> <p><u>障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p>③ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p><u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p>※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>連携の対象機関</u></p> <p><u>指定障害児相談支援の実施に当たっては、障害児相談支援基準上、障害児通所支援等事業者と連携することが求められているところ、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしています。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものです。具体的には、病院等、訪問看護事業所、児童相談所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となります。</u></p> <p>② <u>福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u></p> <p><u>福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえて障害児支援利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害児通所支援等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も、医療・保育・教育機関等連携加算の算定が可能です。なおこの場合において、サービス担当者</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>会議実施加算の算定はできません。なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができません。</u></p> <p><u>③ 利用者への通院同行</u></p> <p><u>当該加算は、単に障害児の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及び障害児支援利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものです。そのため、例えば、障害児の状態に変化があった場合又は障害児の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及び障害児支援利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しています。なお、情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。</u></p> <p><u>④ 福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p><u>次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。</u></p> <p><u>(一)病院等、訪問看護事業所</u></p> <p><u>(二)(一)以外の福祉サービス等提供機関</u></p> <p><u>なお、(一)に掲げる機関への情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行ってください。また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできませんが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能です。</u></p> <p><u>⑤ 加算の算定方法</u></p> <p><u>当該加算は、(1)の②から④までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算します。例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できます。</u></p> <p><u>※ 関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存ともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</u></p> <p><u>ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p style="text-align: center;"><u>合は、別途記録の作成を行う必要はありません</u></p>		
<p>16 集中支援加算</p>	<p>次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、<u>1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算していますか。ただし、(1)から(3)までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とします。</u></p> <p>(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、<u>又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除きます。） 300単位</u></p> <p>(2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員<u>又は相談支援員</u>が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含みます。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な<u>便宜の供与</u>について検討を行う場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除きます。） <u>300単位</u></p> <p>(3) <u>福祉サービス等提供機関</u>（以下この(3)において「関係機関」といいます。）の求めに応じ、当該<u>福祉サービス等提供機関</u>が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費若しくは継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算（I）又は退院・退所加算を算定する月を除きます。） <u>300単位</u></p> <p>(4) <u>障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除きます。） 300単位</u></p> <p>(5) <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報の提供を行った場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除きます。） 150単位</u></p> <p>※ (5)については、次の①又は②に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とします。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 9・注</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p data-bbox="427 164 1447 240"> <u>① 病院等及び訪問看護ステーション等</u> <u>② 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）</u> </p> <p data-bbox="365 272 488 304"> <u>※ 趣旨</u> </p> <p data-bbox="394 312 1666 451"> <u>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいずれかの業務を行ったものである。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意してください。</u> </p> <p data-bbox="427 499 842 531"> <u>①障害児等への訪問による面接</u> </p> <p data-bbox="454 547 1453 579"> <u>障害児等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、障害児等に面接する場合</u> </p> <p data-bbox="427 595 808 627"> <u>②サービス担当者会議の開催</u> </p> <p data-bbox="454 643 1568 675"> <u>サービス担当者会議を開催し、障害児支援利用計画の変更等について検討を行う場合</u> </p> <p data-bbox="427 691 898 722"> <u>③関係機関が開催する会議への参加</u> </p> <p data-bbox="454 738 1628 770"> <u>福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合</u> </p> <p data-bbox="427 786 723 818"> <u>④障害児への通院同行</u> </p> <p data-bbox="421 834 1666 911"> <u>障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報を提供した場合</u> </p> <p data-bbox="427 927 958 959"> <u>⑤福祉サービス等提供機関への情報提供</u> </p> <p data-bbox="454 975 1599 1007"> <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供した場合</u> </p> <p data-bbox="365 1062 781 1094"> <u>※ 算定にあたっての留意事項</u> </p> <p data-bbox="394 1110 636 1142"> <u>①連携の対象機関</u> </p> <p data-bbox="421 1158 1671 1431"> <u>(1)のとおり、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、障害児支援利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院等、企業、地方自治体等をいいます。</u> </p>		<p data-bbox="1917 272 2119 371"> 報酬留意事項通知（児童）第4・ <u>11</u> </p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>②障害児等への訪問による面接</u> <u>(1)の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいいます。「面接」については、14 保育・教育等移行支援加算の※算定に当たっての留意事項②の規定を準用します。</u></p> <p><u>③サービス担当者会議の開催</u> <u>サービス担当者会議の開催に当たっては、障害児等も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければなりません。</u></p> <p><u>④関係機関が開催する会議への参加</u> <u>福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意してください。また、入院時情報連携加算（I）又は退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できません。</u></p> <p><u>⑤利用者への通院同行</u> <u>15 医療・保育・教育機関等連携加算の※算定に当たっての留意事項③の規定を準用します。</u></p> <p><u>⑥福祉サービス等提供機関への情報提供</u> <u>15医療・保育・教育機関等連携加算の※算定に当たっての留意事項④の規定を準用します。</u></p> <p><u>⑦加算の算定方法</u> <u>当該加算は、「※趣旨」の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算します。例えば、1月に2回以上障害児等に面接し、かつ、障害児への通院同行を行う場合は、それぞれ所定単位数を算定できます。なお、②から⑥のいずれの場合も、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している場合は、当該加算は算定できません。</u></p> <p><u>※ 算定の手続きについては、(1)を算定する場合は、14保育・教育等移行支援加算の※手続②の規定を準用してください。(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。(3)を算定する場合は、14保育・教育等移行支援加算の※手続③の規定を準用してください。</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
17 サービス担当者会議実施加算	<p>継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員 <u>又は相談支援員</u> が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p><u>ただし、15の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しません。</u></p> <p>※ 継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接すること加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催してください。</p> <p>※ <u>サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害児相談支援基準第15条第2項第10号に規定するとおりです。</u></p> <p><u>サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。</u></p> <p><u>また、医療・保育・教育機関等連携加算の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できません。</u></p> <p>※ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚 労 告 126 別 表 10 ・ 注 報酬留意事項通知（児童）第 4 ・ 12
18 サービス提供時モニタリング加算	<p>障害児相談支援事業所が、当該障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を <u>訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、</u> 障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定できません。<u>この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定します。</u></p> <p>※ <u>支援提供時のモニタリングを実施するに当たっては次のような事項を確認し、記録してください。</u></p> <p>① 障害児通所支援の事業所における <u>支援</u> の提供状況</p> <p>② <u>支援</u> 提供時の障害児の状況</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚 労 告 126 別 表 11 ・ 注 報酬留意事項通知（児童）第 4 ・ 13

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>③ その他必要な事項</p> <p>※ <u>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件(相談支援員の場合は19件)を限度とし、当該障害児が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所における支援提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。</u></p> <p>※ <u>一定の距離については、障害児通所支援の提供場所等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とします。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものとします。</u></p> <p>※ <u>記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。</u></p>		
19 行動障害支援体制加算	<p>別に<u>こども家庭庁長官</u>が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た<u>指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p><u>イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位</u> <u>ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位</u></p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> <u>イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> <u>(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第8に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を1名以上配置していること。</u> <u>(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。</u> <u>(3) 実践研修修了者が、平成27厚労告181第6号に規定する表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄まで当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児(以下「強度行動障害児」という。)の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害者又は強度行動障害児に対して指定計画相</u></p>	<p><input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平24厚労告126 別表12・注</p> <p>平27厚労告181 第6号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>談支援を行っているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)</u> <u>イの(1)及び(2)の基準に適合すること。</u></p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、<u>行動障害のある障害児への支援を現に実施している又は行動障害のある障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。</u></p> <p>※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>共通事項</u> <u>当該加算は行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができます。</u></p> <p>② <u>行動障害支援体制加算（Ⅰ）</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものです。</u></p> <p><u>（一）対象となる障害児</u> <u>当該区分は、支援対象者の要件を児基準の合計点数が20点以上である者（以下「強度行動障害を有する児」という。）としている。そのため、障害児が強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。</u></p> <p><u>（二）対象者への支援</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害を有する児に対する指定障害児相談支援の実施状況に</u></p>		<p>報酬留意事項通知（児童）第4・<u>14</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>ついて管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者（障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者）又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p><u>③ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものです。</u></p> <p>※ 強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>		
20 要医療児者支援体制加算	<p><u>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p><u>イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 60単位</u></p> <p><u>ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30単位</u></p> <p>※ <u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u></p> <p><u>イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)</u></p> <p><u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第78条第3項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。</u></p>	<input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 13・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 7 号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。</u></p> <p><u>(3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「医療的ケア児者」という。）の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児又は医療的ケア児と同等の医療行為を必要とする状態である18歳以上の者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)</u></p> <p><u>イの(1)及び(2)の基準に適合すること。</u></p> <p>※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>共通事項</u></p> <p><u>行動障害支援体制加算と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と読み替えてください。</u></p> <p>② <u>要医療児者支援体制加算(Ⅰ)</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものです。</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「対象医療的ケア児者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしています。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認してください。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられます。</u></p> <p><u>(二) 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としていますが、「現に指定計画相談支援を行</u></p>		<p>報酬留意事項通知（児童）第4・<u>15</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとします。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておいてください。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。</u></p> <p><u>③ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）</u> 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものです。</p> <p><u>※ 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等への支援を現に実施している又は医療的ケア児等について適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。</u></p> <p><u>※ 「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修を言います。</u></p> <p><u>※ 医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</u></p>		
21 精神障害者支援体制加算	<p>別に<u>こども家庭庁長官</u>が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た<u>指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</u></p> <p><input type="checkbox"/> イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) 60単位 <input type="checkbox"/> ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30単位</p> <p><u>※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<input type="checkbox"/> (Ⅰ) <input type="checkbox"/> (Ⅱ) <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>平 24 厚労告 126 別表 14・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 8 号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p><u>イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。）の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を1名以上配置していること。</u></p> <p>(2) <u>精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。</u></p> <p>(3) <u>精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等であって、障害児相談支援対象保護者に係る障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。</u></p> <p>(4) <u>精神障害者研修修了者が、精神に障害のある児童（法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童をいう。）に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に精神障害者に対して指定特定相談支援を行っているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)</u> <u>イの(1)及び(2)の基準に適合すること。</u></p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支専門員を1名以上配置し、<u>精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている又は精神に障害を有する児童について適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。</u></p> <p>※ 「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若</p>		<p>報酬留意事項通知（児童）第4・<u>16</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-21 に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。</p> <p>※ <u>精神に障害を有する児童</u>の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p> <p>※ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>共通事項</u> <u>行動障害支援体制加算と同趣旨であり、適宜「精神に障害を有する児童」と読み替えてください。</u></p> <p>② <u>精神障害者支援体制加算（I）</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っており、(三)に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものです。</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害児</u> <u>当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童（以下「精神に障害のある児童」という。）としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる。</u></p> <p><u>(二) 対象者への支援</u> <u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、精神に障害のある児童に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u> <u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制</p> <p>当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。</p> <p>保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする。</p> <p>また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、障害児が通院又は利用するとは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることとする。</p> <p>② 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)</p> <p>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものです。</p>		
<p>22 高次脳機能障害支援体制加算</p>	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位</p> <p>ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位</p> <p>※ 子ども家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道</p>	<p><input type="checkbox"/> (Ⅰ)</p> <p><input type="checkbox"/> (Ⅱ)</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 14 の 2・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 9 号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。</p> <p>(2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。</p> <p>(3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であって、満 18 歳に満たないものの保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。</p> <p>ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) イの(1)及び(2)の基準に適合すること。</p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者(以下「高次脳機能障害者」という。)であって満18歳に満たないもの（以下「高次脳機能障害児」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害児への支援を現に実施している又は高次脳機能障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となります。</p> <p>ここでいう「高次脳機能障害支援者養成に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-12 に定める「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修（基礎研修及び実践研修）又はこれに準ずるものとして、同研修におけるカリキュラムで示された研修内容と同等以上のものとして都道府県知事が認める研修をいいます。なお、高次脳機能障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意してください。</p>		<p>報酬留意事項通知（児童）第4・17</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 算定に当たっての留意事項</p> <p>①共通事項 行動障害支援体制加算と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害児」と読み替えてください。</p> <p>②高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものです。</p> <p>（一）対象となる障害児 当該区分は、支援対象者の要件を高次脳機能障害児としています。そのため、障害児が高次脳機能障害児に該当するかについて、一定期間毎に確認してください。また、当該確認に当たっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によってください。</p> <p>ア障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書 イ精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 ウその他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）</p> <p>（二）対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害児の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としていますが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害児に対して指定障害児相談支援を行っていることとします。そのため、高次脳機能障害児の保護者に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておいてください。</p> <p>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、高次脳機能障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。</p> <p>③高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>算定するものです。</p> <p>※ 手続については、行動障害支援体制加算の規定を準用してください。</p>		
23 ピアサポート体制加算	<p>別に <u>こども家庭庁長官</u> が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ <u>こども家庭庁長官</u> が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ <u>障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）</u> であって、法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者を指定障害児相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で0.5以上配置していること。 ロ イに掲げる者により、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。</p> <p>※ 都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができます。 ア <u>障害者又は障害者であったと市町村が認める者（以下「障害者等」といいます。）であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者</u> イ 管理者、相談支援専門員、<u>相談支援員</u> 又はその他指定障害児相談支援に従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限ります。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。</p> <p>※ 研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる<u>基礎研修及び専門研修</u>をいいます。</p> <p>※ 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 15・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 10 号</p> <p>報酬留意事項通知（児童）第 4・ <u>18</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>(ア) 身体障害者 身体障害者手帳</p> <p>(イ) 知的障害者 ①療育手帳 ②療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p> <p>(ウ) 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではありません。）。</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳 ②精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④自立支援医療受給者証（精神通院医療に限ります。） ⑤医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等</p> <p>(エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法</p> <p>※ 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるのではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨です。 また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要です。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものです。</p>		
24 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>別に <u>こども家庭庁長官</u> が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下「要支援児」という）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。現に当該要支援児が短期入所を利用していない場合にあつては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む）を行った場合には、当該要支援児 1 人につき 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし	平 24 厚労告 126 別表 16・注

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ <u>こども家庭庁長官</u>が定める基準 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p> <p>※ 他の障害児相談支援事業所において障害児相談支援を行っている障害児等やその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該障害児が短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できます。</p> <p>※ 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録してください。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>		<p>平 27 厚労告 181 第 11 号</p> <p>報酬留意事項通知（児童）第 4・19</p>
25 地域体制強化共同支援加算	<p>別に<u>こども家庭庁長官</u>が定める基準に適合するものとして市長に届け出た障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して障害児利用支援を行っている障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u> <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u> <u>イ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</u> <u>ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和 9 年 3 月 31 日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする</u></p> <p>※ 当該加算は、<u>指定障害児相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する</u>ことを目的とするものです。</p> <p>※ 当該加算は、支援が困難な障害児に対して、当該障害児相談支援事業所の<u>相談支援専門員又は相談支援員</u>と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告行った場合に</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 17・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 12 号</p> <p>報酬留意事項通知（児童）第 4・20</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>加算するものです。なお、協議会への報告の内容は別途定めるものとします。</p> <p>※ <u>当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとします。なお、2障害児支援利用援助費※機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件の取扱い(一)共通事項のイの(イ)のbの(b)の規定を準用します。</u></p> <p><u>① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点を整備していない場合は、2障害児支援利用援助費※その他【経過措置】の(ア)の規定を準用する。</u></p> <p><u>また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定に当たってはその点に留意してください。</u></p> <p>※ 当該加算は支援が困難な利用者に係る支援等を行う障害児相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、障害児相談支援事業所が負担することが望ましいです。<u>なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)を参照してください。</u></p> <p>※ 当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明等の必要な支援を行った場合はその内容を記録するものとします。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>		
26 <u>遠隔地訪問加算</u>	<p><u>障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、児童福祉支援施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、10の初回加算(注2に該当する場合に限る。)、12の入院時情報連携加算(入院時情報連携加算(I)を算定する場合に限る。)、13の退院・退所加算、15の医療・保育・教育機関等連携加算(注1の(1)及び(2)に限る。)又は16の集中支援加算(注1の(1)及び(4)に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。ただし、10の初回加算については、10の注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算します。</u></p>	<p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平24厚労告126 別表18・注</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>※ 当該加算は、特別地域に所在し、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものです。</p> <p>※ 算定に当たっての留意事項</p> <p>① 対象となる加算</p> <p>当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものです。</p> <p>(一) 初回加算</p> <p>(二) 入院時情報連携加算</p> <p>(三) 退院・退所加算</p> <p>(四) 居宅介護支援事業所等連携加算</p> <p>(五) 医療・保育・教育機関等連携加算</p> <p>(六) 集中支援加算</p> <p>② 対象区域</p> <p>当該加算の算定対象となる訪問先については、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関となりますが、一定の距離については、障害児等の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とします。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含まれます。</p> <p>③ 加算の算定方法</p> <p>当該加算の算定に当たっては、300単位に①の(一)から(六)までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定します。ただし、初回加算については、該当する月数(3を限度とする。)を算定回数とします。例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300単位に2を乗じて600単位を算定するものとします。</p>		報酬留意事項通知(児童)第4・21

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第7 その他			
1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部障害者福祉課）に届け出ていますか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者及び相談支援専門員（相談支援専門員以外で地域相談支援の提供に当たる者も含む）の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 当該申請に係る事業に係る計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援給付費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（市福祉部障害者福祉課）に届け出てください。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>法第51条の25第1項 施行規則第34条の60第1項</p> <p>児福法24条の32第1項 児福法施行規則第25条の26の7第1項</p> <p>施行規則第34条の60第3項 児福法施行規則第25条の26の7第3項</p>
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。（届出先）</p> <p>① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が川越市内に所在する事業者・・・市長（障害者福祉課） ③ ①及び②以外の事業者・・・埼玉県知事</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>法第51条の31</p> <p>児福法第24条の38</p>

